

平成19年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

議事日程〔第2号〕

3月13日（火曜日）午前10時 開会

開議宣告

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

- | | |
|------|-------|
| 1 番 | 近藤紀男 |
| 2 番 | 成重博文 |
| 3 番 | 安達隆 |
| 4 番 | 尾上真一 |
| 5 番 | 山田秀夫 |
| 6 番 | 松本博彰 |
| 7 番 | 中山田健晴 |
| 8 番 | 河野徳久 |
| 9 番 | 明石光子 |
| 10 番 | 土谷力 |
| 11 番 | 村上和人 |
| 12 番 | 鴛海政幸 |
| 13 番 | 後藤龍太郎 |
| 14 番 | 安東正洋 |
| 15 番 | 北崎安行 |
| 16 番 | 川原直記 |
| 17 番 | 河野正春 |
| 18 番 | 山本博文 |
| 19 番 | 菅健雄 |
| 21 番 | 徳永浄 |
| 22 番 | 大石忠昭 |

欠席議員（1名）

- 20 番 堂園慶吾

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	増田正義
議事係長	清水栄二
書記	安藤雅俊
書記	近藤浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	永松博文
助役	都甲昌勲

参事兼総務課長 鴛海 豊

参事兼真玉市民センター長

青野 素久

参事兼香々地市民センター長

佐藤 良雄

プロジェクト推進課長 中嶋 栄治

企画財政課長 野村 信隆

税務課長 河野 清一

市民課長 河野 三男

福祉事務所長 大園 栄治

保健年金課長 小野 俊久

子育て・健康推進課長 安東 良介

人権・同和対策課長 浅井 哲

環境課長 水江 義和

商工観光課長 桑原 茂彦

農林振興課長 北崎 順一

農地整備課長 尾形 雄治

建設課長 奥田 秀穂

下水道課長 甲斐 好信

水道課長 福光 博文

会計課長 吉原 安彦

消防本部消防長 安藤 義文

総務・法規係長 久保 健一

秘書広報係長 小野 政文

教育庁

教育長 都甲 桂一

総務課長 安東 洋義

学校教育指導室長 早田 義司郎

議長（菅 健雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議長（菅 健雄君） 日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質問は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は質問通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について、質問があった場合は議長にお知らせください。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

議長（菅 健雄君） 1 番近藤紀男君。

3月13日

1番(近藤紀男君) 1番の近藤紀男と申します。一般質問の通告書に基づき、初めての質問をさせていただきますが、何分不慣れで、少し緊張しておりますが、永松市長を始め執行部の皆様には、今後とも何とぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、先の市議選で広域となった豊後高田市の隅々を駆け巡る中で感じたことを質問させていただきます。

いま、豊後高田市は、昭和の町で全国的にも大きな脚光を浴び、休日や行楽シーズンには多くの観光客がこの町を訪れ、商店街は活気にあふれております。

また、昨年12月天皇賞を受賞しました田染地区のふき活性化協議会の村おこし、地域おこしなど、この人口2万6,000人余りの本市の中で、よくぞここまでとの感銘を覚えますとともに、市民の一人として大変喜ばしいことだと思っております。

さらには、企業誘致も着々と進み、元気なまち豊後高田市の歩みを肌で感じますとともに、永松市長を始め、当市の関係者の皆様、地域住民の皆様の並々ならぬご努力に、心から敬意を表する次第でございます。

一方、市街地を少し離れますと、この豊後高田市においても高齢化や過疎化が進展し、地域によっては、空き家や廃屋が随所に見られます。こうした空き家や廃屋は、私的所有権などが絡み、行政が手をつけにくい課題でもあると思いますが、廃屋の中には、損壊が激しく危険なものもあり、このまま放置することに大きな危惧を感じております。今回は、直近の課題として、廃屋について、質問をさせていただきます。

その前に、去る2月20日付の大分合同新聞に掲載された関連記事をご紹介しますので、ご紹介します。

国土交通省調査2,641集落が消滅の危機、うち400以上が10年以内という見出しであります。記憶に新しい方もおられると思いますが、その記事の内容の一部を紹介させていただきます。

山あいなどの過疎地域は、人口減少や高齢化が進み、今後全国の2,641集落で人が住まない消滅状態となる恐れがあることがわかった。市町村を対象に国土交通省が実施したアンケートで(昨年4月の時点)でわかった。

このうち422集落は、10年以内に消滅する可

能性があるという。1999年実施の前回調査以降、消滅した集落は191、当時の予測に比べ、実際の消滅ペースは遅いが、今回の消滅予測は前回より増加しており、過疎地域衰退に歯止めがかかっていない。都市との格差拡大による危機感も伺える。という記事であります。

このように、消滅の危機にさらされている多くの集落があることに驚きを隠せません。また、廃屋が点在する地域住民の皆さんは、防犯面や災害時など様々な不安を抱えていることと思います。広域となった豊後高田市の隅々まで光を当てていかなければならないと思われ、このことを基本として、お尋ねいたします。

まずは、廃屋の状況であります。長年風雨にさらされ、すでに倒れてしまっているもの、屋根の中央部が窪んだり損壊が激しく、いつ倒れてもおかしくない危険なもの、建物は建っているが、草木がうっそうと茂っているものなど、様々であります。先程の新聞記事でもありましたように、こうした廃屋はますます増加してくるものと思われ、

そこで、当市がこのような状況をどの程度把握し、その対策について、どのような見解をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私のほうから廃屋対策その他についてお答えをさせていただきます。

先程合同新聞の話にも出ましたけども、その県下、全国、そのうちでも私どもこの高田におきましても、これから村落がどうなっていくかと非常に心配なことでもありますし、実は、私もそのなくなるであろうと思われるようなところに住んでいることも事実でございます。その中で私も若いほうから3番目に若いという、そういうような状態の中でやっているとでございます。

それと同時に、空き家も大分増えております。この空き家対策につきましては、なんとかできれば使えるうちということの中で、皆さんを通じて空き家を私どもに提供していただけないかというお願いもしているところでございます。

そういう中で、これからも少子高齢化、過疎化ということはますますこの空き家、そして、それを使わなければなおさら廃屋になっていくという状態でございます。

そういう面で、これからどうするかということでもありますけれども、これは、所有者がなかなかこの

近くにおらないということの中で、私ども最近におきまして、この相談をやはり受けることがございます。そういう面では、特に防災、防犯上の観点から、私ども安全対策に努めているところでございますけれども、この廃屋、特に廃屋につきましては、議員ご指摘のように、個人の所有物であるということで、この個人財産をどうするかということもございいます。いろいろありますけれども、今後、それはそれとして、自治委員さんをお願いをし、この市内の廃屋状態というか、空き家状態をもう一遍調べさせていただいて、そして、その結果の中で、市民の皆さん方に危険が及ばないように、そして、また、活用できるものは何かをお願いをし、活用することによってやっていきたいと思っております。そういう面では、これからまず全体を把握できておりませんので、調査をしてまいりたいとそう思っております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 1番近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） 再質問ですが、要望として述べさせていただきたいと思えます。

豊後高田市には、貴重な多くの歴史遺産があり観光の名所でもありますし、山あいには点在する歴史遺産の沿道や周辺部にも今後廃屋が出てくることも充分予想されると思っております。地域の景観や環境を守るために、こうした負の遺産にどう対処していくのが今後とも問われてくると思っております。

いま、市長のご答弁の中にも言われておりましたように、地域住民皆様からの情報提供はもとより、廃屋の調査、撤去など、県や関係機関と連携を取りながら対処方法を検討していただきますよう要望して、質問を終わります。

議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

7番中山田健晴君。

7番（中山田健晴君） 7番中山田です。通告に基づきまして一般質問を行います。

合併後初めての市議会議員選挙も終わりました。在任特例期間も終わり、新生豊後高田市が新たにスタートします。私自身も意を新たにしているところでございます。

さて、私は、常日頃より、多くの市民の方々と会話を重ね市政発展のため、また住民サービス向上に向けての多くの議論をまいりました。さらに、今市議会議員選挙中におきましては、多くの皆様方の意見を聴き、新市建設への市民の厚い意見、期待、

要望をいただいてまいりました。そのことを真摯に受け止め、今後の議員活動に役立て、市民の皆様のご期待に沿えるように努力してまいりたいと決意を新たにしました。

さて、本市を取り巻く経済環境は、大変厳しく楽観できるものではありません。特に、国の財政硬直化の下、地方交付税が年々削減され、本市のような交付税頼みの地方弱小自治体には、今後とも大変厳しい財政状況が予測されます。皆さんご案内のように、本市におきましても例外ではなく、現在も財政改革の最中でありまして、大変厳しい状況に変わりありません。

このような中、本年度予算を見ますと、普通会計ベースで、多少ではありますが、前年度比プラスであります。市民全体に勇気を与えるものであり、将来をにらみ、できること、必要なインフラ整備を今後の市政発展のためにしようという執行部のその積極的な取り組みに対し、敬意を表します。

また、昨日の質疑にありましたように、財政状況はさらに厳しくなることが予測される、10年後、20年後を見据え、いま現在許される、でき得るだけの努力を行政、市民、官民一体となり取り組むことが必要となります。

さて、私は、平成11年の選挙で初当選以来、住民サービス向上を目指し、市政発展のために何が必要なのか、何をすべきなのか、市民の皆様方及び執行部と議論を重ね、その施策について積極的に取り組んでまいりました。現在もなおこの気持ちに変わりはありません。

私は8年前、最初の一般質問での言葉はいまでも覚えています。「出るを制して入るを図る」という言葉です。市政運営も企業経営も手法としては基本的には変わらないと思えます。また、今後とも変わることはないと思っています。

そこで、まず最初に、出るを制すであります。本市におきましては、5ヶ年の行革期間中であり、大変厳しいことも予測されます。市民を始め、執行部、議会、関係各位、多くの方々に我慢を強いることが多々あると思われます。皆様方にご理解をいただきながら、今後とも努力を重ね、計画遂行ができるようしっかり取り組んでまいりたいと思えます。

さらに難しいのが、出るを制して入るを図るの、入るを図るであります。

一つの柱では観光施策により流入人口の増を計ること、一方では、定住人口確保するための施策、つ

3月13日

まり、企業誘致による働く場所の増、高速大容量双方向通信による情報のインフラ整備、教育環境の整備及び医療の地域間格差の是正等、住環境整備が必要と思われます。

本市におきまして、流入人口増を目指す観光行政につきましても、皆様ご案内のように、市長のリーダーシップの下、市職員及び商業者を始め多くの市民の皆様方のご理解とご協力をいただき、過去5年間まちづくりに取り組んでまいりました。

結果、「昭和の町豊後高田市」として多くのメディアに取り上げられました。いまでは、まちづくりにおける優等生とされ、昭和の町には、全国各地より現在でも約70団体の行政視察が本市を訪れ、その勢いは現在も衰えを知りません。しかしながら、経済効果を考えるとき、必ずしもそれが満足の状態であるとは言えません。今後に向け、さらなる施策を講じる必要があります。

そこで、最初に観光施策の柱であります商店街対策についてお尋ねします。

まず、1つであります。現在も多くの視察の続く昭和の町ですが、現在の状況及び今後の取り組みについてお尋ねをします。

2点目、町中に点在する、今後利用できる空き施設、跡地の整備計画、特に現在整備中の北蔵の内容及び今後の各施設の整備内容をお尋ねします。

3、玉津地区の今後におけるまちづくりのコンセプトや地域住民の発想による寺町めぐり構想、地域の特産物である地産そばを取り入れた食を発信するまちづくりについて、その構想を説明いただきます。

4、桂橋の老朽化に伴う架け替えについて、現在進めているまちづくり計画の中での対応と聞いていますが、その計画案をお尋ねします。

次に、CATV事業についてであります。

昨日の議案質疑及び関連一般質問の中に、私の質問が重なっておりますので、質疑としては取り上げません。したがって答弁は要りません。

しかしながら私自身、当初よりこのプロジェクトに係わり、機会あるごとに提案をし議論を重ねてまいりました。今後の豊後高田市の将来を左右すると言っても差し支えない事業であると思います。今後とも機会あるごとに議論をしてまいりたいと思います。

さて、CATV事業により映像発信及び光ケーブルによる高速双方向通信のハード整備事業は、いよいよスタートする運びとなりました。大変うれしく

思いますとともに、関係諸氏の労苦に対し敬意を表します。

日本最先端技術の光ファイバーによるCATV及び情報網の整備とその必要性、効果につきましては、皆様ご承知のとおりです。住民サービスの向上、企業誘致、教育、医療等、地域間格差の是正及び定住対策等に大いに期待が持てるところであります。しかしながら、本事業の成否は、住民の加入率にかかっているといっても過言ではありません。今後とも様々な問題が生じることもありますが、加入率100%を目指し、また本事業完成に向けての努力に期待します。

また、そのために必要なインフラ整備等につきましては、今後ともさらなる発展を願っているとともに、期待もしています。今後とも機会あるごとに、この件につきましては議論を重ねてまいりたいと、このように思っております。

次に、企業誘致についてであります。市長先頭に関係者の積極的努力によりかなえ台工業団地に数社の立地表明があり、現在、合計7社の進出をいただいたと聞いております。また、美和工業団地では、コロン株式会社の増設がなされ、最終的には、両工業団地で就業者が1,000人を超えるようにも聞いております。本市において、長年の懸案でありました、働く場所の拡大により定住人口増加策の大きな突破口が見えてまいりました。誘致にあたり、努力を惜しむことなく、その気持ちを継続された皆さんに賛意を表します。

それでは、次の3点について質問します。

1、大分北部中核工業団地（かなえ台工業団地）及び美和工業団地の企業の進出や増設が相次いでおり、多くの社員募集が行われていますが、現在の状況と今後についてお尋ねします。

2、両工業団地における雇用状況及び市内外の就業者比率についてお尋ねします。

3、企業従事者の定住化についてであります。

現在、企業に雇用されている方で、市外から通勤されている方も多くいるようですが、市の活性化を考えると、そういう方々の市内への定住化を検討すべきと考えますが、その方策についてお尋ねします。

次に、4番目のごみ処分場の問題につきましては、昨日の議案質疑の中で取り上げられましたので、答えも一緒ですので、この分は取り下げます。

次に、定住対策についてであります。

多くの市外の方々に豊後高田市民になっていただ

き、生活の場を本市に置いていただけるよう、広報活動や条件整備に取り組み、定住人口を増やすことは、今後の市政運営には必要不可欠なことであり、行革における一方の柱とされます。今後、市政発展のための重要な一つと考えられます。

このような中、先の日経新聞に、地方自治体における行政サービスランキングが掲載されました。大変喜ばしいことに、豊後高田市が九州で1位と掲載されていました。その中でも、教育部門は高い評価を受け、安心して子どもの教育ができる環境整備が整っているというような報道でありました。若者の定住状況の一つには大変プラスであり、今後もさらなる努力を期待します。

そこで、次の3点についてお尋ねします。

1、I・Uターン対策につきましては、いままでの議会において様々と議論されてまいりましたが、その後の状況と、今後の対応についてお尋ねします。

2、3につきましては、関連がありますので一括質問をいたします。

本市の年齢別人口動態をみますと、団塊の世代を頂点に高齢者が増加し、生産年齢である40歳未満が非常に少ない状況であります。このまま進みますと、市政運営には大変厳しい状況が待っております。私は一般質問のたびに、定住化について執行部と議論を重ね、様々な提案及び要望を行ってまいりました。我々豊後高田市にフォローの風が吹いている今こそ、若者定住対策を真剣に考えるべきであります。その対策についてお尋ねします。

以上です。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 中山田議員のご質問にお答えいたします。

市財政の健全化につきましては、議員ご指摘のとおりでありまして、入りを図り、出るを制する。そういうようなことでやっていかなきゃならないと思っております。そういう面では、行政改革、市民の皆様方のご理解を得ながら、なんとかしてこの行政改革期間中は頑張っていきたい。そしてしっかりした財政基盤を作りたいと思っておりますし、入るを図るにつきましては、企業誘致、そしてまた産業の振興、その中には、観光振興もございますけれども、この観光振興とともに、農業そしてまた林業、水産業といった一次産業も含めながらやっていきたいと思っております。

それでは、商店街対策についてお答えいたします。

愛おしく懐かしい時代、本市商店街一番元気だった昭和30年代をテーマにして、商業振興に観光という要素を加え、取り組み始めました「昭和の町」でございますが、店舗の修景事業等の昭和の4つの再生、電飾アーチ看板等の整備による景観統一、観光拠点整備、そしてまた各種イベントなどの取り組みを一体的に進めてまいりまして、いまでは、年間25万人を超える観光客にお越しいただくようになっております。

多くの観光客を獲得した昭和の町ではございますけれども、大型店の進出などで逆境にあった商店街におきまして、歩行量が大幅に増加し、賑わいを取り戻しただけでなく、新たな商店そしてまた飲食店が進出し、新規出店分のみで雇用が約100名を超える創出ができたと思っております。そういう面では、商店街が大いに活性化できたものと、効果があったと思っている次第でございます。

昭和の町の今後の取り組みでございますが、さらなる観光客の増はもとより、観光客の滞在時間の延長による観光消費額の増、さらには、広域観光への波及効果を図るために、昭和ロマン蔵、北蔵や既存ストックを活用した新たな観光拠点施設整備などを進めてまいります。

次に、玉津地区の活性化についてでございますけれども、桂川により二分される玉津側の2つの商店街につきましては、依然として人通りも少なく、寂しい状況が続いております。既存商店街は大型店の衰退、金融機関の移転等による衰退が加速しました。このような他社の立地条件に依存しない商店街、独自の来駕目的を、観光という要素を用いて賑わいを取り戻したのが高田側の商店街でございました。この実績に学びまして、玉津の商店街についても、公共施設の集積やお寺等の既存ストックも活用しながら、健康と御利益というような意味で、市民の高齢者の交流の場として、玉津地区に高齢者がやってくるための動機を新たに加えた、高齢者が楽しい町としてコンセプトを確立、新しいまちづくりにチャレンジしたいと思っております。

次に、桂橋についてでございますけれども、皆様ご存知のように、昭和25年に架設以来、現在も非常に老朽化が進んでおります。下のほうは、よく見えるぐらいまでになっておりますけれども、本市の中心市街地は、私どものこの母なる川の桂川により二分されているという特徴がございます。この特徴を活かしてこの桂橋を市民も観光客にも愛される、渡っ

3月13日

てみたいと思っただけのような、昭和の町にマッチした橋へ架け替えたいと、こう考えてるところでございます。

現在、平成23年度開通に向けて取り組みを進めているところでございますが、高田市、それから玉津側において、地域の特色あるまちづくりを進め、新しい桂橋が本市発展の架け橋となるようまちづくりを進めてまいり所存でございます。

以上、中心市街地活性化のための各施策について申し上げましたが、衰退が続く商店街で、私も行政とそれから商工会議所、商店主など、関係者が知恵を絞って取り組み、奇跡を起こした昭和の町は、国からも非常に高い評価を受け、地域の総意工夫を活かした町としてお認めをいただいております。

そういうことの中で、国土交通省からまちづくり交付金をいただきました。それは平成22年までいただけるということでございます。そういうふうに決定をいたしております。

また、現在取り組みを進めておりますが、中心市街地活性化基本計画につきまして、これにつきましては、皆さんご存知のように、現在、全国で青森市と富山市、京都の2市でございますけれども、これが認可されているところでございます。これは非常にハードルが高い制度でございますが、この認定を受けると、中心市街地活性化事業において、まちづくり交付金の活用枠がまた拡大するという、そしてまた計画期間も5年間にわたってできるという、そして国の有利な補助制度がまた活用できるということになります。いわゆるこういう面では、全国の中で人口3万人以下のような市は、なかなか手を挙げられないのが状況でございますが、国からも3万人以下の代表になるようにということの励ましをいただいております。そういうことで、この認可が受けられるかどうか、非常に厳しいところでありますけれども、挑戦をしてみたいと思っております。提案理由でも申し上げたとおりでございます。

そういうことで、私はこの豊後高田市が将来にわたって、これからも市民の皆さんにとって魅力あるまちであり続けるためには、自主財源をいかに確保するか、いわゆる自主財源を確保できるようなものをしなければ、真に活力ある自治体ということにはなれないと思っております。そういう面では、選択と集中により各施策を進める必要があると考えております。自主財源の脆弱な本市といたしましては、まちづくり交付金の交付期間である、先程申しまし

た平成22年度まで、そして基本計画認定による国の支援措置が受けられる平成23年までに、この昭和の町を含めたまちづくりをしなければならぬということでございます。そういう面で、私どものふるさととは、元気のある町、豊後高田市を構築するために住みやすいまち、そしてまた、夢の持てるまちを目指し、中心市街地活性化のための事業を遂行してまいり所存でございますので、議員の皆さん方のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

次に、定住対策についてお答えをいたします。

本市が取り組んでいますU・Iターン対策の現状についてでありますけれども、近年、都市住民において、ふるさと回帰、自然回帰における田舎暮らしが求められている中におきまして、特に昭和22年から24年までに生まれたいわゆる団塊の世代の方々が定年を迎えられるわけでございます。このことから、昨年の第3回定例会において、明石議員のご質問にご答弁申し上げましたように、本市出身の都市に在住される団塊の世代の方々にアンケート調査等を実施いたしまして、なんとしても、帰ってきませんかというお勧めをしたところでございます。また、市内にある空き家を有効に活用するために、利用希望者等に対しましては、情報提供を行う空き家バンク事業を行いましたし、現在行っておりますし、また、農業未経験者でも農業ができるサポート体制の確立、あるいはまた、遊休農地の情報提供ということで、農業振興と一体となって、U・Iターン対策ということでやっているところでございます。これからも一層やっていきたいと思っております。

また、定住支援サイトを開設いたしまして、インターネットを活用した定住支援情報の提供と、中核工業団地等を始めとする進出企業や地場企業における求人情報、これも提供いたしております。これは、市としては私どもだけではないかと思っておりますけれども、地域出身の若者に対する雇用の場の確保や人材の誘致に積極的に取り組みを行っているところであります。このサイトを利用して、誘致企業の進出に対する就職もされた方もたいぶんいらっやいますので、効果はあったと思っております。

今後につきましても、これまで以上に情報の発信に取り組むと同時に、関係機関との連携を図りながら充実した受け入れ態勢の構築に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、若者定住に対するインフラ整備についてで

ございますけれども、少子高齢化の振興により、地方活力の減退が懸念される中で、本市が将来にわたって持続的な発展を遂げるためには、若者の定住人口増大させることは必要であります。

このためにも、議員ご提案の医療、教育、情報の整備を充実させることが大きな課題であると考えております。

まず、教育についてでございますけれども、21世紀を迎え、国際化や情報化に対応できる確かな学力の育成が急務となっています。そこで、本市では、かけがえのない21世紀の財産である児童生徒を中心に据えた、教育のまちづくりを推進していかなければなりません。中でも学びの21世紀塾では、21世紀を逞しく生きる子どもの育成のために、子どもの個性を最大限に伸ばす教育の推進により一層の力を注いでいかなければならないと考えておるところでございます。

次に、医療についてでありますけれども、現在、高速情報通信網を活用した遠隔地医療について、大分大学と協議を進めているところでございます。大分大学の医学部と、本市の医療機関とを高速情報通信網で結ぶことによりまして、専門医の診断を受けることが可能となり都市と変わらない医療サービスの提供が期待されるところでございます。

次に、情報についてでございますが、先程議員ご指摘のように、現在ケーブルネットワークをやっておりますけれども、これはあまり自慢するものではありませんけれども、このケーブルテレビについては、全国で自慢になるケーブルテレビでございます。これにつきましては、日本最高水準の情報通信環境が整うということございまして、80歳のお年寄りの方々が使えるように、それがまず前提でございますけれども、それと同時に、もう一つは、若い人たちが東京、大阪、福岡の人たちと同じような情報を受けられるという、すばらしいこのケーブルテレビであります。そういう面で、この情報サービスを利用することによって、若者が大いにいろんな面で住める状況にはなると考えております。そういう面で、これからもそういうような情報も発信しながら若者に都会と同じ条件で情報が得られるんだということも宣伝しながら、帰ってきてもらうようお願いをしたいと思います。

その他ご質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（菅 健雄君） 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長（桑原茂彦君） 中山田議員の商店街対策についての質問の中の、北蔵の活用方法についてお答えをいたします。

北蔵の整備でございますが、具体的には、板塀で囲まれた駄菓子屋を再現し、路地を抜けると夕焼け空の空き地が広がり、昭和30年代のノスタルジックな雰囲気を感じることができる昭和の商店の暮らしを再現するゾーン、そして駄菓子屋やレトロカー、レンタル事業所、昭和の衣装で写真撮影ができる洋裁店などの、昭和の商店を再現するゾーン、そして、昭和の教室を再現し、講演会や研修等にも活用でき、さらには、観光情報も発信する学校体験館ゾーンといった3つのゾーンを整備してまいる予定でございます。

次に、誘致企業についてのご質問にお答えをいたします。

まず、大分北部中核工業団地及び美和工業団地の現状と今後についてでございますが、大分北部中核工業団地には、昨年3社が立地の表明をしていただいたところでございます。うち、株式会社東陽九州、株式会社ヒロテックにつきましては、すでに操業を開始しており、株式会社浅野歯車九州も来年1月の操業開始に向け準備を進めているところでございます。昨年立地表明をいただいた3社は、いずれも中津市にありますダイハツ九州を始めとする自動車関連企業であります。

また同じく美和工業団地にありますコロソ株式会社につきましても、自動車関連産業に本格参入するにあたり、九州地区の自動車メーカー各社工場向けに、プラスチック成形品を供給するため、昨年新工場を建設したところでございます。

このように、北部九州の自動車産業の集積に伴って、本市においても多くの企業の進出や工場の増設など、企業誘致に関しては追い風が吹いている状況であり、大変ありがたく思っているところでございます。特に、立地していただいた企業におかれましては、操業時の社員募集におきまして、正規社員として求人募集を行っていただくなど、市内における安定した多くの雇用創出に貢献していただいたところでございます。

今後につきましても、大分県中小企業基盤整備機構と連携を密にし、大分北部中核工業団地へのさらなる企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、従業員の雇用状況についてでございますが、毎年度、本市の工業団地に立地する企業に対して、

3月13日

4月1日付で従業員雇用状況調査を行っており、昨年4月1日の状況では、本市誘致企業の雇用者数1,085名の内、市内在住者が580名、率にして約53パーセントでございます。市といたしましても、できるだけ多くの市内出身者を正規社員として雇用していただけるように、企業に対してお願いをしているところでございます。

次に、企業従事者の定住化策についてでございますが、議員ご指摘のとおり、市の活性化のためには、市内において多くの若者が働き、市内に住んでいただく環境を整備することが重要であると認識しております。

先程の調査によりますと、まだまだ誘致企業の雇用者の約半数は市外から通勤している状況でございますので、市といたしましても、こうした若い従業員に対し、今後、市内に住んでいただくための各種定住施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 7番中山田健晴君。

7番（中山田健晴君） それでは再質問をいたします。

もうご案内のように、まちづくりに商店街づくりにつきましても、過去5年間、本当いろんな知恵を出しながら、様々な補助金、補助事業いただき現在まで至っております。その効果につきましては、もう私の口から言うまでもないと思いますが、今後ともまちづくり三法の中で、新まちづくり三法の中で、いろんな補助事業をいただきながら、さらなる発展をしていただきたい、そう思う次第であります。

そういった中で、最近、私、町中を土日よく通るんですが、一つ気になることがございます。一つは、ちょうど観光客の方が10時ぐらいから増えてくるんですね。そういった中で、商業車といいますか、運送の4トントラック、あるいは卸屋の車、また、昨日気になったのは、空車のタクシーが中を通り抜ける。見てますと、大変人通りの多い中で大変危険だなあと、よくまあ事故が起こらないなと言いながら、思いながら、私も見ていたんですが、せめて土日の多い、非常に多いんですけど、多いときに、朝の10時から3時ぐらいまでは、なんとか業者のほうにお願いできないかなあと。乗り入れについて自主規制ができないかなあという気がいたしておりますが、それにつきましては、担当課としてはどのようにお考えをお持ちなのか、まずお尋ねします。

それと、もう一つは、玉津の側の商店街の件なんですけど、ご存知のように、昭和の町と簡単に一言で言いますが、最初、7の方が本当の意味で自分の自費を払いまして、補助をいただきましたが、立ち上げた、そしてコンセプトのしっかりした計画がありまして、皆様のご協力、ご理解が得られたのではないかと思います。まちづくりに関しましては、大変玉津も厳しいと思いますが、やはり、意識の中でどうなんですかね、市に何かしてもらおうというような意識では、今後かなり厳しい状況が続くと思いますが、できれば、私は、中における関係者、商業者の方々が、また住民の方々が、市に何をさせるか、市に何をやってもらいたいかというような意気込みを、ぜひ持っていただきたい。そういった意味で、担当課として今後玉津の住民の方々とのような係わりを持っていくのか、そういう意識改革を狙った調整もやっていくのか、その辺をまずお聞きしたいと思っております。

以上です。

議長（菅 健雄君） 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長（桑原茂彦君） 中山田議員の再質問にお答えいたします。

まず、商店街の土日等の商業車の通行に関するご質問ですが、今後商店街の宅配便等、大型自動車の乗り入れにつきましては、商工会議所や市商店街連合会などと充分協議を進めてまいりたいと思っております。

それから、玉津の今後の活性化についてですが、取り組みにつきましても、玉津地区の住民で形成しますワーキング会議の中で充分、どういった形でやったら一番ベターなのか、そういった協議についても、これからは住民の方の意見を取り入れながら、玉津の商店街の発展に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

7番（中山田健晴君） 終わります。

議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

11番村上和人君。

11番（村上和人君） 11番議席村上でございます。

まず、今回の市議会議員の選挙におきまして、皆さんには大変お世話になり、本当にありがとうございました。今回、新たに議席をいただきました。心を新たに、新市の発展に全力を尽くして頑張りたいと思っております。どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

集落の活性化計画について、今回、この1件について一般質問させていただきます。

活力ある周辺部地域の地域づくり、また集落づくりということに対しては、最近、どこの自治体においても大変大きな問題として考えられておるようです。これは、最近の状況を考えてみますと大変難しいことであると思いますが、しかし、いま行政として何らかの形で取り組みをしていかなければならない大変大事な事業でもあると思われまます。集落営農等を主体とした地域づくりなど、農地を活かした取り組みをしている市町村など、今日いろいろな方法による地域づくりの活性化に向けた事業を取り組みをしているところが数多くあります。

また、本市においても、昨年、むらづくり日本一ということで天皇賞に輝いた落地区の集落営農や、海を活かした香々地地区のブルーツーリズム等、いろいろと先進的な取り組みをなされております。これは、本市の地理的な条件を活かした大変意義ある取り組みだと思っております。大変評価をされることじゃなからうかと思います。

また、本市においては、他の市町村にはない多くの史跡、旧跡や名所等がありまして、特に、周辺部地域においては、数多くのそうした観光的な資源ともいいたいでしょうか、そういうものが多く残されており、その地域や集落の人たちが、自分たちの周囲にあるこのような優れた観光資源等を活かした、農業と観光を主体とした個性的な特徴のある地域づくりをしていくことが今後最も必要じゃなからうかというふうにかんがわれます。

このような取り組みについては、地域の皆さんがやる気を起こし、そして行政と一体となって連携をとりながらやらなければ、なかなか難しいことだというふうにかんがっております。

そのようなことで、この地域おこしについて、市長の所信をお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、村上議員の地域の特性を活かした地域づくりということについてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、私どもの市は、富貴寺、真木大堂、熊野磨崖仏、そしてまた長崎鼻、尾鷲海岸、夷谷そして田染荘というふうにかんがって、非常に景色的にも、また温泉、そういうようなものでも、また文化的に

もすばらしいものを持った地域でございます。そういう中におきまして、ただ、しかしながら、全国的と同じように、過疎化というものとはどんどん進んでいる状況でございます。

この過疎化をどうしていくかということの中には、やはりその土地土地に合った地域おこしをしていかなければならないのではないかと思っておりますが、そのいい例が落村の活性化事業だと思っております。

ただ、ただ、まだ落村にしたって、これが成功したわけじゃありませんし、これからは、まあどういうふうにかんがっていくかということでございますけれども、あれくらい地域的に悪い場所の中で皆さんが頑張っていて、そして天皇杯という、日本一ということになったということは、この評価に対してはすばらしいことだと思っております。

そういう面では、この地域におきましても田染荘でも然りであります。なかなか成功というまではいってませんが、皆さん方がそう頑張っておるということの中で、香々地におきましては、先程センター長からの話によりますと、県のほうが知事査定において、ブルーツーリズムの高田がすばらしい考えだということの中で、県の予算が付いたそうであります。非常にありがたい話でありまして、お褒めをいただいたということで、また、香々地の方々、我々も大いに頑張っているブルーツーリズムをやっているかなきゃならんと。平成19年成功させなきゃならんんじゃないかと思っておる次第でございます。

そういう中で、この私どもの歴史を活かし、またその自然景観を活かし、温泉を活かして、地域をどういうふうにかんがっていくかということとはやはり、一次産品をどう使うかということにもなってくるだろうと思っております。それは、ブルーツーリズムよりも、グリーンツーリズムのほうがいま一般的でございますが、安心院のグリーンツーリズムということの中有名でございますけれども、これと匹敵するような条件としては国東半島、そしてまたそういうものがありますので、それと同時に、私どもには昭和の町というものがああります。それと、文化的な田染荘があり、そしてまた富貴寺、真木大堂といったようなすばらしい歴史もああります。そういう面では、このグリーンツーリズムと、それからまた中世のこういう文化、田染荘、それからまた昭和の町といったものを活かしながら、どういうふうにしてこの中山間地域を、集落営農も中心にしながらかんがってやって

3月13日

いくことだろうと思っております。そういう面では、議員ご指摘のように、地区の人たちがどういうふうにし話し合いながらどうやっていくかということであるかと思っております。

そういう面では、私どもも農政のほうにプロジェクトチームを作っております、なんとかそこ辺のもので地域の方々の意見を吸い上げながらやっていくという、それには、まず第一は、やはりまあ農産物のまず直売ではなかろうかと思っております。そういう面で、その直売については、直売所を造ったり、それからまたグリーンツーリズムで泊まってもらったり、そしてまた昭和の町で売ってもらったり、そういうものでやっていくことが一番活性化になるんではないかと。

いずれにしても、私どもとそしてまた地域の方々とが、何が一番自分たちに合ってるかということをし話し合いながらやっていければ、その中で地域おこしをその地域地域でやっていただきたいという気がいたします。

それについては、私どもと一緒にやってますけども、幾分ではありますけども、真玉、香々地については、センター長を置き、そしてまたほんのわずかな予算も付けておりますけれども、そういう中で、真玉のほうにおきましても、貝掘りのそういうような旅行計画を立てようということで、皆さん方振興協議会を作って議論をしておりますし、そういう面で少しずつ機運が出てきてるんではないかと。そして、またグリーンツーリズムの協会も皆さん方やってるということで、ぜひこういう芽が出た、その芽をなんとか育ててあげたいと、そういうふうにしてるところでございます。

そういう面で、皆さん方と一緒にしながら、この機運を活かして、できるだけまあ皆さん方が頑張るような、頑張れるようなそういう組織づくり、体制づくりをやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 11番村上和人君。

11番（村上和人君） 再質問をさせていただきます。

まあこの地域おこしというのは、以前からいろいろと取り沙汰されておりますが、非常にこれは難しい問題だと思います。先程の一般質問の中にも大分合同新聞の記事のことが言われましたが、まったくそのとおりじゃなかろうかというふうな気がいたします。

本市にとっても、やはりこれは中心が元気になるためには、まず周辺部が元気にならなければならないことは、もうこれは私たちは常に申し上げておることではございますが、やはり新市全体に活力がなければ市の発展はないということであろうと思っております。

また、市長が申されましたグリーンツーリズムの取り組みと、これも去年は、一応本市として初めて中学生の学校の研修生を受け入れをいたしました。それも100、ちょっとはつきり人数は覚えてないんですが、150～160人ぐらいあったんじゃないかと思うんですが、その中で、本市だけでは受け入れができないということで、国東市、いまの国見町、旧国見町のほうと分けて取り組みをしたようなわけで、今年はぜひ本市だけで1つの学校が受け入れられるような形にしていきたいというふうにして思っております。

これも市のグリーンツーリズムの担当者も大変頑張っていてまいっておりまして。そういうことで、これは、ぜひひとつ今年には本市だけで受け入れができるような体制をしていただきたいというふうにして思っております。

香々地のブルーツーリズム、これもいまご報告いただきましたが、大変夢のあることじゃなかろうかと思っております。こういうことの取り組みについて、どうぞ今後ともひとつ充分市の予算、少ない中ではございますが、配慮していただきながら、市の活性化に向けて努力をさせていただきたいというふうにして思っております。

以上で終わります。そういうことを要望いたしまして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

16番川原直記君。

16番（川原直記君） 16番川原直記でございます。

私が申すまでもございませぬが、今回22名の新しい議員が先月の18日の選挙で選ばれてまして、今初議会、初の定例議会ということになっております。執行部を始め、職員、議会、市民の皆さん四位一体となって、目指すものは同じ方向だと思っておりますので、ぜひともまた、いい意味で議論を重ねていきたいと思っております。

通告に従いまして発言をさせていただきます。

まず、最初に新型交付税ということでございます。

昨年12月議会におきまして市長答弁でもありま

したように、まだその時点では、はっきりとした姿が見えてないということでありましたが、19年度の新予算を間近に、具体的にはっきりしてきたのではないかと考えておりますし、新型交付税ということで、人口と面積で交付税を決定するという国のそういう積算方法が、当市の交付税はいくらになるのか、まあ減るのか増えるのかということをお伺いいたします。

それと同時に、健全財政についてでございますが、夕張市の例を言うまでもありませんが、全国的にそれに近いまたは実質赤字の自治体が数多くあると予測します。今後は、その予防策として、そこに書いておりますように、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の数値を、近い将来報告するようなことになってくるのではないかと考えております。当市におきまして、直近のそういった数字がわかればお聞かせ願いたいと考えております。

それから、次の電子自治体についてでございます。

電算システムやITを活用し、より少ない人員でこれまで以上の業務、サービスの実施可能となる、簡素で効率的な行政を実現する目的で進めてきている国の方針や政策も理解できますが、全国一律に導入してきたものの人口規模の小さな当市等においては、極めて財政負担や経費がかかり過ぎるのではないかと考えております。

そこで、当市におきまして、システムの費用対効果、その推定額及び電子入札を目指しておりますが、その現状と費用対効果と申しますか、件数に対してまして、過去一番近い昨年当たりの件数、入札件数がどのくらいあって、どのくらいな1件当たりの費用がかかるのかということがわかればお聞きしたいと思います。

また、電子申告、申請の費用についても同じでございます。

申告のほうは、特別まだ市税等ではありませんが知りませんが、申請のほうは、今後ともそういった方向で向かっていくのではないかと考えておりますので、将来に向けましてそういった推定額等がわかりますれば、お知らせ願いたいと思います。

それから次に、市庁舎の建設計画でございます。これは決して私も建設をしよというわけではございませんが、合併協議会におきまして庁舎を建設する場合は、213号線沿いに建設するという文言をわざわざ書き入れたものを見たような記憶になってお

ります。住民にとりましては、すぐにでも建て替えるのではないかと考えている方も多いと思いますので、今後こういった計画を持ってるのか、お聞かせいただければと考えております。

それから、それに伴いまして、もしそういった計画予定がまったくないのならば、現庁舎がどのくらい耐用年数があるのか。また耐震性や改造計画も含めましてお聞かせいただきたいと思います。

次に、給食センターについてでございます。

現在、センターが2箇所と自校方式の学校とがありまして、人員もそれなりに、それに携わっておる方は多いのではないかと考えております。2学期、9月以降は、新しい給食センターが開設計画いたします。それに伴いまして、その給食センターの人員がどのくらいなるのか。また、いままで携わってきた方がどういった配置の計画があるのかをお聞きいたします。

次の、給食費の未払い問題につきましては、同会派の山田議員が詳しく質問する予定になっておりますので、私のほうからは取り下げさせていただきます。

次に、環境問題についてということでございます。

これは、極々皆様自然に思ってることではないかと考えております。最近は動物愛護ということで、皆様方、大変ペット飼われてる方も多いと思います。私も家の近くや市内でも、よく皆さん犬の散歩されている方がございます。しかしながら、中にはですね、やっぱり排泄物をそのまま放置して帰られる方もあるのではないかと考えておりますし、現に何人かの方々からも、そういった畑等でそういった排泄物を、非常に草刈等で非常に迷惑を被っているということもお聞きします。これは、それぞれの個人の問題ではあるかと思いますが、市としても何か啓蒙する方法があればですね、また広報等でお知らせいただける機会があればまた聞いてみたいと考えておりますし、ぜひその方法があるんならお知らせをいただきたいと思います。

それから最後、敬老祝い品についてでございます。これは、昨年の12月議会で市長から謝罪もありましたし、今月市報3月号におきまして、お詫び文が掲載されておりました。私はそれを読んで理解をしたつもりでございますが、非常に残念なことに、そういった17年、18年にわたって、そういった不都合があったということでございます。

現実、弁護士等の介入もなっているような現実で

3月13日

ありますので、その辺、今後その過去の問題と今年の祝い品、敬老会につきまして、こういったチェックをするのかをお聞きして1回目の質問を終わりたいと思います。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 私からは庁舎建設についてお答えをいたしたいと思います。

この高田庁舎についてでございますけれども、昭和43年の竣工でありまして、築後が39年を経過しているわけでございます。減価償却資産の耐用年数等に関する省令によりますと、鉄筋コンクリート造りというものは50年となってるんですけども、この庁舎非常に老朽化が激しいわけでありまして。そしてまた、現在は耐震性の問題もあります。そういう面で増改築できないという状況になっております。そういう面で、構造上におきまして、市民の皆様には非常に不便をおかけしてるところでございますし、また、合併協議会の中でも話が出ましたように、庁舎というのは市のシンボルであるということ。そして、やはり1箇所の中で職員が一緒にやらなければならないということもございまして。そういう面では、どうしてもしなきゃならん庁舎だとは思っております。

しかしながら、現在のこの財政状況を見ますと、いま現在、合併協議会の中でなんとかやろうといったケーブルテレビ、そして、給食センター、それに火葬場といったこの3つがやるのがやっております。そういう面では、もうこのいま現在としては、やはり我々にとってはこの3つをやるのも、非常に財政的には厳しい中でやろうとしているところでございます。そういう面では、これが終わった段階で、そしてまた行革が終わった段階の中で、皆さん方とご協議をしながら、どういう方向性がいいのかというものも検討していかなくちゃならないと思っておりますし、そういう面で、庁舎がなければならんことは事実でありますけれども、とりあえず、この前にあるこの3つをし、そしてまた行革が出たあと、皆さん方とご協議をしながらいい方向に持っていきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、教育長、また担当課長に答弁させます。よろしく申し上げます。

議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

教育長（都甲桂一君） 川原議員の給食センター開設時の人員配置についてお答えいたします。

現在の学校給食調理場の職員体制につきましては、

市が雇用する職員が25名で、そのうち正規職員として事務職員が2名、調理員が13名で、嘱託職員が10名であります。議員から先程ありましたように、現在建設中の給食センターは、平成19年度2学期からの稼働を予定しております。従いまして、2学期からは新しい給食センターに応じた職員体制となることから、調理員につきましては、現在の23名から13名程度の配置とするように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 企画財政課長野村信隆君。

企画財政課長（野村信隆君） 川原議員の新型交付税についてお答えいたします。

まず、新型交付税の導入の経緯でございますが、国の三位一体改革の中で、複雑でわかりにくいとされている地方交付税の算定方法を見直し、簡素で誰もがわかる簡便なものにしていくというものでございます。

この算定方法の簡素化とは、算定項目ごとに現在数多く存在してます、個別の補正係数や算定項目そのものの削減でございます。しかし、そうした場合には、人口規模や土地の様々な利用形態等による行政コストの差や、離島、それから過疎等の不利な条件を抱える小規模団体などに対しまして、これまで配慮されていた個別の割増補正も同時になくなりまますので、単純に人口と面積だけを対象とした算定方法に簡素化されますと、私どものように小規模な過疎団体に対する交付額は、大幅に減少します。

国のほうでは、地方の意見も取り入れながら、財政基盤の弱いところには、一定の配慮をするというスタンスでございますが、先程申し上げましたように、算定方法を簡素化すれば、財政基盤の弱い団体にとっては割増となっている多種多様な補正項目も減少します。そのような中で、全国では少数派となる財政基盤の弱い団体にどう配慮していくのか、大変心配をしているところでございます。

平成19年度の新型交付税の影響額につきましては、先日、国において、インターネットや新聞等を通じて、包括算定経費導入に伴う変動額資産調べとして公表されたところでございます。

この包括算定経費と申しますのが、これまで言われてきた新型交付税に相当するものでございます。包括算定経費とは、従来の地方交付税の算定項目の内、人口と面積に関する一部の項目を整理、統合し、新しい項目として制度化するもので、従来からあっ

たその他の項目は、個別算定経費として整理、統合されます。公表された包括算定経費の変動額とは、平成18年度交付税算定において用いました人口や単価等に基づき、この包括算定経費に対応する従来の項目の部分について、新しい算定方法で試算し、従来の方式で算定した額と比較したものでございます。

本市の試算による変動額は約900万円で、0.1%の増加で、ほぼ現状維持の結果となりましたが、平成18年度地方交付税総額の決算見込みでは、約4億円の減少となります。また、国のほうでは、平成19年度から導入する新型交付税の部分を今後3年間で5兆円規模に順次拡大させるとしており、さらに、国と地方の歳入歳出一体改革の中では、地方交付税の総額自体を削減していくとしております。

今後とも国の動向に注視しつつ、自主財源の確保と効率的な行政運営に向けた取り組みを強化していかなければならないと考えております。

次に、健全財政についてお答えいたします。

実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債比率、それから将来負担比率につきましては、財政の健全性を測る目安として、現在国のほうで検討している財政指標でございます。早期の財政健全化を図るための基準として導入しようとするものでございます。

これらの財政健全化の基準が導入されようとする背景には、北海道夕張市のような自治体の財政破綻そのものと、多額の借金を抱え、財政破綻寸前であるにもかかわらず、早期に正を促す法的基準がないために、財政バランスが悪化し続けている自治体が存在するという問題があります。

現行の自治体の財政再建制度は、破綻してから財政再建団体として国の指定を受けて、国の管轄下で再建を進める仕組みとなっており、未然に破綻を防ぐ制度ではございません。そのため、自治体の再建には長い期間を要し、結果として住民負担も多大なものとならざるを得ません。

今回の制度改正は、早期に財政の健全化を促し、破綻を未然に防ぐ仕組みを作り、住民負担の軽減を図る大変重要なものと認識しております。

冒頭に申し上げました4つの指標につきましては、先日の新聞報道等にございますように、国が平成20年度からの導入を目指して、今国会に提案した地方公共団体の財政の健全化に関する法律案の中で具体化していくものではないかと思っております。

現段階では、指標の具体的な算定方法や早期健全化の基準は明らかになっていませんが、実質赤字比率と実質公債比率につきましては、平成18年度の地方債協議制度の導入に伴い、起債制限の基準として用いられています。その基準としては、実質赤字比率が2.5パーセント以上、または実質公債比率が18パーセント以上なる市町村は、起債をする場合都道府県知事の許可が必要となり起債そのものの制限を受けます。

本市の場合を平成17年度普通会計決算ベースで見ますと、実質赤字比率については、実質収支が黒字であるためプラス8.5パーセントとなります。また、実質公債比率につきましては、15.5パーセントとなっております。

なお、連結実質赤字比率と将来負担率につきましては、現在のところ、その具体的な算定方法が示されておりませんので、今後、国の明確な基準が示され次第、試算等を行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 電子自治体に関するご質問についてお答えを申し上げます。

電子自治体の内容は、市の業務の中で各種台帳の電子化、支払い事務の電子化、公金の電子納付、インターネットによる電子申請システムなど多岐にわたっております。

これらは、電子情報処理システムを利用することで、大量の情報を即座に処理できる機能を有効に活用したものの、インターネット技術を利用することで、遠く離れた場所と情報共有ができる機能を有効に利用したものなど様々でございます。特に、近年の急速な情報化社会の進展により、今や日常生活や経済活動においてインターネットはなくてはならない重要な手段となっております。

このため、自治体における各種申請や受付の業務につきましても、インターネットでの申請受付ができるような体制を整備しなければならない状況となっております。

本市におきましても、大分県や県内の他の自治体と共同でインターネットによる申請受付ができるシステムの構築を行っており、新年度から電子入札を実施する計画でございます。このため、本定例会に豊後高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を提案申し上げるところでござ

3月13日

います。

電子入札システムでは、入札に関する事務処理をインターネットを通じて行うため、発注に伴う各種通知や開札事務等に係る時間が短縮されるとともに、受注者側においては、入札の手続きが自社に居ながら処理できるため交通費や人件費の削減などが可能となります。また、応札者が同一場所に集まる機会が減少することから談合を防止する効果も期待されるところでございます。

国におきましては、いつでも、どこでも、だれでもがITの恩恵を享受できるユビキタス社会の実現に向けてIT新改革戦略に取り組んでいるところでございます。このようなことから、今後とも県や他の自治体と共同して電子自治体の構築を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（菅 健雄君） 環境課長水江義和君。

環境課長（水江義和君） 環境問題についてお答えいたします。

近年、愛犬家人口も増え、犬の散歩が多く見受けられ、飼い主のマナーの悪さで、犬の散歩時に排泄物を持ち帰らず放置しているケースが多く、環境衛生の観点からも、市民からの苦情が寄せられるようになっております。

このような状況から、環境美化や生活環境の保全についての活動を展開することにより、清潔で美しいまちづくりを行うことを目的に、平成18年4月に、豊後高田市環境美化に関する条例を施行してきたところでございます。

条例では、特に、犬、猫等の糞等の放置に対する措置につきましては、犬、猫等の糞または死骸を放置しないこと。公共の場所においては、飼い犬を鎖、綱等でつなぎ制御できるようにすること。飼い犬の糞を処理するための用具を携帯すること。飼い犬が糞を排泄したときは直ちに処理することを遵守するように定めております。これまでは、市民へ条例を周知徹底するため、市報の4月号、10月号に掲載するとともに、狂犬病の予防注射時に飼い主のマナー向上を目的としたチラシの配布を行い、苦情の多かった市街地を中心に、班回覧や広報車による啓発、看板の設置等を取り組んでまいりましたが、守られていないのが実態でございます。今後は、飼い主のより一層のモラル向上に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 川原議員の敬老祝い品の調査内容と善後策についてお答えいたします。

この度の敬老祝い品問題につきましては、関係者の皆様方を始め、市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことに対しまして、衷心よりお詫び申し上げます。

敬老祝い品について、平成18年以前も同じような事例があったのではないかと指摘があり、平成17年度分につきましては、対象者88名の方に調査をいたしました。結果、34名の方が祝い品をそのまま保存されていて、契約した品物とは違う品物が確認されました。

市といたしましては、なぜ2年も続けて間違いを起こしたのか。その原因につきましては、市内業者であり信用していたこと、点検、チェックが甘かったことが挙げられます。

業者に対しましては、間違いの真相を明らかにするため、平成17年度分、平成18年度分の注文書、納品書等を持参し、説明するよう要請をいたしましたところ、業者は、体調不良を理由に、社員により診断書を提出してきました。そのため、直接業者宅へ要請に行きましたが、「迷惑をかけ、申し訳ない」としながらも、「注文書、納品書等についてはわからない」と言い、具体的な説明や関係資料の提出はありませんでした。

以後も再三訪問しましたが、体調不良を理由に面会を拒否し、1月11日入院しました。

その後は、家族と折衝しましたが進展しませんでした。そして、1月末業者の代理人弁護士より受任通知書が届きました。市といたしましても、直ちに協議し、厳正に対処するため、これまでも相談していた顧問弁護士へ委任することといたしました。

今後の敬老祝い品につきましては、今回の件を教訓といたしまして、チェック機能の強化を図り、二度とこのような事件が起こらないように対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 16番川原直記君。

16番（川原直記君） 最初に、市長が市庁舎の建設計画についてお答えをいただきましたが、昨日のお話の続きをすれば、新型交付税、健全財政すべてつながることではないかと思っております。市庁舎の建設といえども、私どもも何十億かかるの

から見当はつきませんが、いまの時点でなかなか建てにくいということなれば、10年後もなおさら建設できる見込みはないのではないかと自分では思っておりますし、この庁舎が極力長く使えるということをお願いしておりますし、また、もしするとなれば、そういった基金等も積み立てるようなことにもなりかねないのかと思っておりますが、現状では、私が勝手に察するに、資金、基金を崩す現状でございますので、なかなか基金も積み立てにくいのではないかなと思っております。

それから、電子自治体についてでございます。これ、私が見た資料によりますと、総務省が2006年度にですね、各市町村、全国の市町村に、業務システムの導入及び運用に関する経費等の調査ということで、何かそういったアンケートを含めたものが出しているということなんですけど、現実にもそういうことがあったのか、それでまた、それが出しているとすれば、そういった導入経費や運用経費等が出てくると思いますので、歳出に占める業務システムの経費の割合等が、当市のものがわかるようであれば、お聞きしたいと思っております。

それから、環境問題については、いま課長の答弁にありましたように、ぜひともそういった方向で皆様に啓蒙していただきたいと思っております。

それから、最後の敬老品につきましては、今年度チェック機能を強化するというところでございますが、現実いままでもチェックしていたということでございますが、今年の敬老祝い品につきましては、具体的にどういった方法でチェックするのかをお聞きいたします。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 再質問についてお答え申し上げます。電子自治体に関する再質問についてお答え申し上げます。

先程ご質問がありました、国からの関係費用につきましては、ちょっと今のところ私どもにあったかどうかの確認が取れておりません。したがって、その分についてはご答弁ができかねますので、ご容赦をいただきたいと思っております。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 川原議員の再質問にお答えいたします。

先程チェック機能の強化というお話をいたしましたけども、答弁をしましたが、今年の祝い品の部分

につきましては、1つの方法としまして、対象者にお祝いの手紙を同封をしまして、手紙の中に祝い品の品質、規格等をお知らせをしながら確認をしていただくというような方法を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 先程の再質問に対する答弁で、答弁漏れがありましたので、追加を申し上げます。

私どもの電子申請受付に関しましては、まだいまだに始まっておりません。したがって、来年度から初めて電子入札という形での受付が開始されるわけでございまして、その効果その他につきましては、現在出しようがございませんので、ご容赦をいただきたいと思っております。

議長（菅 健雄君） 16番川原直記君。

16番（川原直記君） 最後、要望ということになります。私も再三こういったシステムについては、非常に金額的に大きな金額がかかるので、非常に憂慮しております。ぜひともですね、いま言ったような、歳出に占める割合等を早急に算出していただきまして、次の定例会までには、ぜひともはっきりした数字をお示しいただければと思っておりますし、いまプロジェクト課長が申しましたように、私どもが危惧しているのは、入ってからの計算ではなく、入る前にやはり推定額をですね、ぜひとも算定していただきまして、本当に有利になるのか、総体的に見て非常にそれが市民にとってよいのかということをお早めにチェックしてかかっていたいただければと思っておりますので、そういうこと要望いたしまして、質問を終わります。

議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

5番山田秀夫君。

5番（山田秀夫君） 5番山田秀夫でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず、当市の学校給食費未納問題についてであります。

2007年1月24日の朝日新聞によりますと、給食を実施している全国の国公立の小中学校で、全児童生徒の約1パーセントに当たる10万人近くが、2005年度の給食費を滞納し、滞納額は22億円余りになることが、文部科学省による初の調査でわかりました。

3月13日

滞納のある学校は全体の44パーセント、滞納の理由について、学校側は、60パーセントの子どもについて保護者としての責任感や規範意識の問題、約33パーセントについては経済的な問題とみております。

滞納した児童生徒がいるのは43.6パーセント、1万3,907校で、総額4,212億円余りの給食費の内、0.5パーセントの22億2,964万円が滞納されております。

滞納した児童生徒は、約計9万8,993人で、小学校で6万865人、中学校で3万8,128人です。

児童生徒の数で見た都道府県別滞納率は、沖縄県が6.3パーセントで突出しており、北海道で2.4パーセント、宮城県で1.9パーセント、福岡県、大分県が1.6パーセントで全国で4番目にランクされております。

2006年の12月17日、大分合同新聞によりますと、大分県内の小中学校の学校給食費未納額が、昨年度約3,316万円で、最も多かったのは大分市で590万円、姫島村はゼロでした。

保護者負担の学校給食費は、主に食材費として使われており、給食の質を落とすわけにはいかないと、未納者の対応に苦労しているのが現状ですが、本市においては、夢いろ幼稚園を含む小中学校の未納者はどのようになっているのか。

また、徴収方法はどのような方式で徴収しているのかをお尋ねいたします。

次に、保護者が当然支払うべき修学旅行費、部活費、ユニフォーム代等の未納者が給食費同様にあるのではとの憶測が飛んでおりますが、本市には、そのような実例が発生しているのかどうか、お尋ねいたします。

次に、インフルエンザの本市の状況と対応についてであります。

今月に入り、大分県は特にインフルエンザが発生しており、今日の大分合同新聞にも県内の小中学校は、8校が学級閉鎖になっております。そもそもインフルエンザウイルスは、人間の気道の粘膜細胞内に増殖します。種類は、大きく分けて、A型、B型、C型に分類されます。本市では、最初はA型が発生し、いまはB型が猛威をふるっております。A型は、細菌性の肺炎を高率に併発するために、高齢者は死亡するケースもあります。B型はA型よりも症状が軽いと言われておりますが、脳炎、脳症などの合併症

を起こすと言われております。

本市では、どのような状況になっているのか。また、学校関係の状況について、その対応策についてお尋ねをいたします。

次に、インフルエンザ治療薬のタミフルについてであります。

平成19年2月28日付厚生労働省は、2月に入り、タミフルを服用したと見られる中学生が自宅で療養中、自宅マンションから転落死という痛ましい事例が2例報道されております。これら2例については現在情報収集を行っておりますが、充分検討されているところであります。

平成17年度厚生労働科学研究の報告書によりますと、約2,800名の児童等を対象に、異常行動の発現について、タミフル未使用分とタミフル使用分を比較したところ、統計学的に優位な差は見られなかったと報告されております。現段階では、タミフルの使用と精神神経症状に起因すると見られる死亡との関係については、否定的とされております。でも、報道による影響で、タミフルの服用を拒む例も出ております。服用せずに症状が悪化すると、脳炎、脳症または肺炎ということになりかねません。正しい知識を知らせる義務があると思われませんが、本市のタミフルでの影響と対策がどのように考えておられるのかお尋ねをして、1回目の質問を終わります。

議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

教育長（都甲桂一君） 山田議員の学校給食費等の未納問題に関連する教育問題についてお答えいたします。

議員ご質問のように、給食費未納問題が全国的な問題となっております。本市でも、平成17年度給食費未納額は3月6日現在89万9,000円で、未納比率は0.994パーセントであります。学校給食における給食費は、給食食材のための費用であり、給食費の未納がありますと、給食事業そのものにも影響を及ぼしかねません。そのため、未納額の整理を推進するために、各学校では、学校長や担任等が一丸となって、文書や電話、家庭訪問を実施してきました。教育委員会といたしましても、給食運営委員会や校長会等で対応策を協議してきたところであります。

その中で、本年度から4ヶ月以上の未納者に対して、学校給食センター所長名で給食の意義や必要性、給食費使用用途等を記した催促状を保護者に配布す

る方策をとってきました。また、新入生の保護者に対しては、給食事業の説明と、給食費納入のお願いを記した文書を配布したところであります。

その結果、昨年12月の文部科学省の給食費未納状況調査時は、本市の未納状況は113万4,000円で、未納比率は1.254パーセントであったものが、先程述べた額に減少いたしました。今後とも納入に向けたより効果的な措置を検討してまいりたいと考えています。

次に、部活動、就学旅行費の未納の現状と対策についてでございますけれども、中学生にとって、部活動や修学旅行は一生の思い出となる活動や行事であり、議員各位におかれましても、懐かしく思われていることと拝察いたします。

部活動について、ユニフォームやラケットは個人負担とし、ボールや練習試合の費用等は、部員からの徴収で賄っており、修学旅行費も全額個人負担ですが、経済的に苦しい家庭においては、就学援助費により支払いがなされていますので、未納はありませんでした。しかしながら、一時的にその部活動担当者や学級担任が立替えをしたことはありました。

続きまして、保健衛生関連の市内の小中学校におけるインフルエンザの現状と対応、さらに治療薬タミフルへの対策についてお答えいたします。

2月の下旬から全国的にインフルエンザが流行してきています。本市におきましても、3月6日現在インフルエンザによる欠席者数は39名であり、学級閉鎖はないものの、流行の兆しが伺えます。

インフルエンザの予防対策といたしまして、毎年流行しやすい時期に入る11月には、インフルエンザへの防疫対策についての文書を各幼稚園、小中学校に配布しています。その中で、うがいや手洗いの励行、マスクの着用、教室の換気等、具体的な予防方法を記載し注意を喚起してきたところであります。各学校におきましても、学校でお茶を準備し、うがいの励行を図っているや、ストーブの上にやかんを置いて加湿状態を作っている教室、1時間ごとに窓を開けての換気の励行、給食前の手洗い等を実施するとともに、家庭に対しても、保健だよりや学級通信等を通して予防啓発を行い、インフルエンザの予防に万全を期してきたところであります。

また、先日インフルエンザにかかった中学生が、治療薬タミフルを服用し、マンションから転落死する事故が2例起こったと報道がなされました。これを受け、教育委員会といたしましては、自宅におけ

るインフルエンザ療養中の対応についての文書を各学校に配布し、保護者に治療薬タミフルを服用した場合は、児童生徒の様態が急変することがあり得ることから、1人にならないよう保護者の配慮を求める旨を伝えるよう指導したところであります。

今後とも児童生徒の健康や安全に係る情報については、適時学校を通して家庭へも伝え、健康で充実した学校生活が送られるよう配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長（安東良介君） インフルエンザの対応についてお答えします。

本市でのインフルエンザの罹患者数は、3月に入り次第に増加傾向にあり、児童生徒を中心に流行の兆しが現れており、予断を許さない状況であります。本市では、現在65歳以上の高齢者を対象にインフルエンザ予防接種助成事業を推進しており、本年度も4,800人余りの方々が予防のため接種いたしております。また平成19年度からは、中学生以下を対象としたインフルエンザ予防接種助成事業実施のため予算を計上しております。

次に、治療薬タミフルについてでございますが、最近、インフルエンザの治療薬としてタミフルが有効であり、医療機関を通じて処方されておりますが、一部服用した中学生がマンションから転落死するなど、副作用が危惧される報道がなされ、厚生労働省もタミフルの服用によるものか、インフルエンザの影響によるものかなど調査を行うとともに、平成19年2月28日付けで、医療関係者等へインフルエンザ治療開始後の注意事項についての通知をしたところでございます。

本市といたしましても、市のホームページや自治会の回覧文書を通じて、インフルエンザに罹患した場合は、早めに医師の診療を受け、安静にし、特にタミフルを服用した小児や未成年者の場合、2～3日間は、家族等が目を離さないなど注意するよう周知してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 5番山田秀夫君。

5番（山田秀夫君） それでは再質問を行います。給食問題についてであります。合併前までのすね、給食費の未納状況ですか、真玉、香々地等、

3月13日

この小学校、中学校は、A、B、Cでいってまので、この学校名はいいんですが、旧真玉、旧香々地だったらどういうふうな状況になっていたのか。

それから、各学校単位の給食費の未納状況のこの資料をいただいたんですが、小学校では、12校中5校、中学校は6校中2校が未納になっておりますけども、これは学校単位の徴収方法がいろいろあるというふうに聞いておりますんで、この未納の未納率と徴収方法との相関関係があるのかどうか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

次に、徴収率をアップするためには、未納が生じる原因を解明する必要があります。大きな原因は保護者の経済的な問題、これはいろんな助成等でクリアできると思うんですが、保護者の責任感、規範意識の問題が大変な大きな問題だろうというふうに考えられます。未納している保護者の方々の、このようにこういう規範意識、責任感を持ってもらうかということが重点だと思うんですが、その点に対する見解、また対応についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（菅 健雄君） 学校教育指導室長早田義司郎君。

学校教育指導室長（早田義司郎君） 山田議員の再質問にお答えいたします。

まず、合併前の未納状況であります。平成13年度から16年度までの4年間で、旧真玉町で27万8,400円、旧香々地町はありませんでした。

次に徴収方法であります。金融機関での口座引き落としや地域ごとに保護者が徴収をする、または生徒が直接学校へ持って行くなど、各学校それぞれの徴収方法であります。

さらに、この徴収方法と、未納額、未納者との相関関係であります。よく言われているのが手集めのほうが未納が少ないのではないかと言われておるわけですが、本市では必ずしもそういう状態にはなっていないというところあります。

次に、未納している保護者の規範意識をどのように変革させるかについてであります。先程教育長がご答弁申し上げたとおりに、未納者に対して学校給食の意義や給食事業の説明、給食費の納入のお願い、そういうものを粘り強く行っております。

今後とも徴収方法や催促状等を含めまして、教育委員会、学校それから保護者が一体となって、未納がなくなるよう今後も努力しているところであります。

す。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 5番山田秀夫君。

5番（山田秀夫君） 再々質問を行います。

さっきいま、課長言われましたように、やっぱりこの問題はですね、もう学校当局だけの問題ではないと思います。特にPTAそれから地域社会での取り組みがもう大変重要なものだと思います。別府市の教育委員会がですね、2006年の10月12日に別府市の学校給食滞納問題検討委員会を設置しております。委員は、学校現場の代表、校長、栄養士、調理員らと、学識経験者ら10人で構成しております。滞納している保護者には、学校側が電話依頼、文書依頼、家庭訪問などで段階的に納入を促し、校長名で出す場合もあると書いております。それでも無理な場合は、今後の対応策として保証人付の契約書を提出してもらうことや、悪質な長期未納者には、法的手続きを講じることも協議中だと言われておりますが、当市では、このような考え方をお持ちなのかどうかお尋ねをして、終わりたいと思います。

議長（菅 健雄君） 学校教育指導室長早田義司郎君。

学校教育指導室長（早田義司郎君） 山田議員の再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、学校や保護者だけの問題にせず、学校評議員、さらに民生委員にもご加勢をいただきながら、地域社会が一体となってこの給食費未納問題を含む教育問題を考えていく必要があるのではないかなど考えておるところであります。

ただ、この給食費未納については、個人情報保護のことや、それから守秘義務の問題、そういう問題も生じてきますので、慎重に対応していきたいと考えております。

先程もご答弁申し上げましたように、本当に粘り強く催促状等を出したり、またはPTAの会合等でこの給食費未納問題を取り上げるなど、教育委員会、学校、PTA、さらに地域等が一体となって、また、他市の取り組みも参考にしながら、今後とも取り組んでいく所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） しばらく休憩いたします。

午後は1時より会議を再開します。

午前11時55分 休憩

午後 1時0分 再開

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番大石忠昭君。

2番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

一般質問を行いますので、今回は教育長にはありません。市長がですね、明確な答弁をされることを求めておきます。

最初は、敬老祝い品の関係についてであります。

第1点目は、前回の12月議会で問題にしましたこの敬老祝い品問題というのは、特定業者の詐欺行為ではないかと疑われる、本当に悪質な案件だと思うんです。よって、こういうことを市長が2年間も見逃してきて、市民に多大な迷惑や損害を与えたことに対して、その原因についてどのように市長として認識をされてるのか。認識が甘いのではないかとと思うので、改めて市長の認識を聞きたいんです。そして、反省点、どういう点を市長自身が、市長としての反省点は何か、それから今後活かすべき教訓というのは何か、ここをやっぱりしっかり抑えていかないと、今後こういうことのないようにと言ってもですね、私たちは不安でならないわけです。業者の責任があることは問題ない、それは言うまでもないんだけど、やっぱり市長としての責任をね、やっぱり明らかにすべきだと思いますので、この辺市長から明確な答弁をしていただきたいと思うんです。

二つ目が、ようやく市報3月号にこの詫び文が掲載されました。しかしながら、この詫び文は決して市民が理解できるものではない。一言で言うなら、さらに行政不信が広がる結果になったのではないかとと思うんです。私のところにも7人でしたかね、8人でしたかね、このことに対していろいろ批判的意見がありました。

よってですね、聞き取りの時にも、こういう点が問題だということを指摘しておりますので、そのことについて市長はどう考えるのかね。

その中の1点目は、祝い品が70歳と80歳のものですね、これが指定した品物ではなくて、違う品物が届けられていたものでありますという、この下りですね。これ届けられていたというのは、市民対象者に届けたのは、市の責任で届けたわけでしょう。業者は、市までしか納入してないんですよ。だから、何かこう業者から市に届けられたときに、

市のほうがそれをチェックできなかったんだと、この反省点のこのほうを書かないかんわけよね。ままと業者に騙されて市民に配ってしまいましたので、私たちが問題でありましたというんなら、これは詫びですよ、市民に対して。ね。行政マンがそんなことでよいのかと。それはよく反省したなということになると思うんで、この反省点が書かれてないのかなぜなのかね、そこを明らかにしてください。

やっぱりチェックを怠ったこの行政としての怠慢さ、この反省はないんですか、このところ明らかにしてもらいたい。

二つ目は、どう釈明してるかといいますと、この文章の中では、市といたしましては、発覚後直ちに業者に対しまして、正しい品物にすぐ換えるよう指導し、業者も直ちに取換えましたとなってるわけよね。正しい品物に取り換えるという、正しい品物とは何を指しているのか、ちょっと明らかにして。正しい品物じゃないんです、私の調査によると。

それから、それはあとでまた述べますけれども、業者も直ちに取換えましたというふうになってるわけよね。直ちに取換えられたかどうかというのは、約800人の関係者が一番知ってるんですよ。ハガキをもらったのは10月7日にもらいましたね。ハガキをもらったなら何日後までのことを直ちというんですか。あなた方が指示して、いつまで取換えたら直ちというんですか。直ちという認識について、ちょっとお尋ねしたいんです。

直ちじゃないでしょう、これは。これが、取換えたというけれども、取換えが終わったのはいつなんですか。これもまったくごまかしですよ。直ちなんてね、これ開き直りなんですよ。これは、そのことの反省がないのか、市長どうなんですか。

次が、3点目のね、定価の問題なんですよ。なんでここにわざわざね、これやぶ蛇になったんですよ、市長。こう書いてるんですね。文章は。

祝い品は、70歳2,000円、77歳3,000円、88歳4,000円相当の定価の品物を選定し、市内業者9社を指名し、入札を実施した結果、安値で購入できたのであります。

そこでね、いまね、70歳、今年度平成18年度に70歳に、77歳、88歳に贈られた品物があれが定価が2,000円も3,000円も4,000円もするような品物というように何を根拠に言えるんですか。だって見積りとしてみたら1,400円のもの4,000円なんですか。あなたは辛抱す

3月13日

る、辛抱する、辛抱するとね、市役所のトイレ行ってみても、水道がなんぼじゃ、下水道がなんぼじゃまで貼り紙してるような状況のところね、1,400円で買える品物を4,000円というのが定価なんですか。まったく開き直りでしょう、これだって。そこ説明してください。

それから、9社に指名して、何か9社でね、入札した結果、安値で落ちたみたいない印象与えてるんですよ。入札したのは、9社じゃなくて、いま私が問題にしてる88歳については、3社しか入札してないんですよ。そうでしょう。これでもごまかしてしょうが。なんで、こんなでたらめなことを皆さんに報告するんですか。明らかにしていただきたい。市民に誤解を与えたばかり、これはね。

それから次は、2年も続けてこのようなことが起こったのか真相究明のため業者に聞き取りなど実施しましたが、間違いについてはわからないと言っております。そんな、市がそれだけ問題のある業者に聞き取り調査したけどわからないと、わからないなんていうことを市民にまた知らせたらね、市とはなんかえ、子どもの使いじゃないぞしか市民は言わないと思いますよ。何考えちゃんのかと。業者に頭上がらんのかという印象与えただけじゃないですか。こんなわからないちゃどんなことなんですか。それで許されることじゃないでしょうが。その辺もね、やっぱり業者に対して、やっぱり対処の仕方があまりにも甘すぎるんじゃないかと。で、こういうことで市民に詫び状などという経過を説明した、経過を説明したと言うけれども、これではね、信頼回復どころよりや、ますます行政不信が募ることになりますか。

私は詫び状を出す件について、12月議会で問題提起したのは、やはり信頼回復を早くやろうや、できたことはしょうがないからね、信頼回復やるためにどうするかということなんですよ。だから反省点は反省点で、今後こう活かすということを明らかにすべきなのに、これは開き直りの文章しか過ぎないと思うんですよ。市長どう思いますか。市長の見解を求めます。

それで、次の については、特定業者に対する対応が甘いのではないかという問題についてですね、実は、聞き取りの時に、所長にね、12月の答弁はなってなかったよと、この問題については、何を聞かれてもちゃんと答弁用意しとけというふうにまあ指摘しておきましたけどね、12月の答弁でもね、

もうびっくりしたんですよ。業者のとこ行ってみたら、いやあ、福岡の卸業者が間違えたという話やったと。そいで間違い認めたんやということなんですよ。その福岡の卸業者の間違いというふうにあなた方、市長思うんですか。そこから狂ってしまったんですよ。そんなように業者の言うがままにね、対処してきてるから段々段々やぶ蛇になってしまってるんですよ。そうでしょう。

だから、やはり本来ならばね、私が市長や私が福祉所長やったら、そういう業者は呼びつけますよ、まずね。どうしたことなかと、呼びつけてね、やはりこんな、こんな不正の事実なんで不正起こしたなかと、詰めをしますよ。わざわざご挨拶に行くようなことじゃないでしょうが。ね。そして、直ちに取り換えるといったからそれで済む問題じゃない、直ちとは何かという確認はしたのか、しないのか、しなかったのかね。直ちというんならね、直ちに取り換えるというんなら、業者に対しても、いつまでにね、本当に問屋が間違ってるんなら、問屋の責任で換えさせないかんわけですよ。そうでしょう。問屋の責任で換えてないでしょうが。だから完全その時点からあなた方は騙されたんでしょうが。業者に対してね、対処の仕方が甘かったんじゃないか、その辺の反省があるのかないのか、市長明らかにしてください。

それから4点目は、17年度のこの不正問題ですね。で、私は独自の調査をしまして、12月議会の前に、助役に対応してもらってね、現物も見せて、私の調査結果を発表いたしました。市長自身もこの議会の答弁では、大石議員の言うとおり、その間違いはないと思うけれども、我々としても慎重に調査をしたいということだったんですよ。

で、先程調査をしたいということだったんですけども、実際に調査した結果の認識の問題なんですよ。で、30何個かが、34個保存されておったので確認できた。で、私の調査では、保存してない、使ってるものも確認しておりますね。だから、34個の確認ができたということまではわかるんですけども、その結果、88個、昨年贈った77歳のタオルケットが全部これは市と契約したものと違う粗悪品であったということをあなた方は認めるんですか。そういう認識でいいですか。

その調査は、いつからいつまで、実際に88件全部調査をされたのか、34件止まりなのか。なんか写真も全部撮ったということもそれぞれ市民から聞

きましたけどね、これは確認、本当に確認しようと思ったら全部できますね。使用してるのも、皆私なんか見せてくれますよ。これじゃとね。うすっぺらなものですからね、すぐ模様もわかります。私がみんなの高田出したら、その写真見て、これじゃという人もあったぐらいですからね。

だから、その調査結果の、何件調査してもいいんですけど、調査結果の認識なんですよ。すべてがこれは契約違反であるというようにあなた方は認めるのか、認めないのか、そこを聞きたいんです。

そうすると、私はその対応についてというふうに質問してますね。対応というのは、これが18年度分は70と88歳のものが間違っただけあなた方は取り換えさせたと。取り換えさせたことがよいかどうかはまた別の問題としてですよ、そういう方法を取ったわけですよ。

ほなら17年度分の77歳についてはどうする考え方なんですか。この18年度分があつという間に方針出してるからね、今度はなかなか方針がまだ出てない。いまだに對してね。それはなぜなのか。それはどうするのか、ここで明らかにしてもらいたい。

それから次5番目は、18年度70、88歳の対象者に対して、ハガキで取り換えの通知をしましたわね。今日も休み時間議員の間でも問題になりました、このハガキをめくってもね、はい。このハガキが不備ではないかちゅうのは12月議会で指摘しましたが、改めてね、やはりこのハガキによって、さらに市民に迷惑かける結果になったというふうに私は認識するんです。市長はその辺そう思いませんか。市長はこのハガキの不備を認めるのか。

当初、ハガキは、私が情報公開でこれ請求しましたら、情報公開取れないちゅうんですよ。開き直ったんですよ。なぜかと。業者が勝手に出したということなんですよ。業者の名簿はどうしたんか、名簿をやったというわけでしょう。個人情報の関係では問題ないんかちままでだいぶ問題にしたんですけれども、いま情報公開取ろうと思ったらこのハガキが取れるごと変わってきたんですよ。変身したんですよ。

で、よって、これは所長名の公文書になってるのに、何か業者に名簿も渡して、業者にハガキ出させたちゅう、これ真実はどっちが本当なんですか。市長はどういう指示をしたんですか、このハガキについては、ハガキの内容が不備だということをもまず認めた上で、市長がこれをね、市長決裁しておったら、

こんな不備なハガキは出させてないと思うんですよ。誤解に誤解を招くね文書。その辺市長の見解を求めます。

それから次、6点目は、18年度分で、88歳の品物、市報では、直ちに取り換えたという品物1つのことですね。私の調査では、取り換えたものも市の契約したものと全然違います。取り換えたものも、昨年1個当たり1,400円で購入したものとより今度のほうが悪いですね。昨年のものは、京都西川ですね、京都西川の品物です。今回の発注したときの入札の現場の話を聞いてみたら、150×200の西川の綿毛布というふうに指定してますわね。だから、それぞれの業者がうちの間屋では、その西川の150×200のそういう品物は入らないから、なんとか去年と同じように西川の140と200×のものに変えてくれんかと大分粘ったようですね。しかし、あなた方は、いやあるんだからと、これしかないんだと、150×200の綿毛布じゃないとだめだということですね、そのために辞退したでしょう。入札参加したの3社しかなかったんですよ。なのに、あなた方は、直ちに交換したといういまの品物ね、今日は持ってきてない、この前市長んここに突きつけて見せましたけど、その品物は、140×200なんですよ。150じゃないんですよ。去年の1,400円の品物と一緒に、それが1,723円、ね、入札の結果3社でやって。

何でね、間違っておったから正しいものに交換したというのにね、また間違っただけのものを届けさせたのか。この処理をどうするのかね。何か大園さん所長自身の判断でやったというふうに聞きましたけど、そんなことが許されるんですか。これ処分せないかん問題じゃないですか、大園さんを。市長の見解を求めます。

それから7番目は、今回の一連の不祥事について、市長以下関係職員の処分をすべきだと思うんですけども、その点はどう考えてるのか。

最後8番目は、平成19年度の敬老祝い品について、文字通り合併協議会で議決して満場一致で決めてるように、70歳2,000円、77歳3,000円、88歳4,000円の相当の品物を実際に贈る考えがあるのかね、その辺明確にさせていただきたい。

次が、談合問題に対する対応についてであります。

2月7日付の大分合同新聞に、まあ豊後高田も談合情報が寄せられたために入札が延期をしたという

3月13日

記事が掲載されました。それによりますと、ちょうど旧豊後高田と真玉の境にあります市道堀切線の道路改良工事のその2の部分ですが、大分合同新聞に入った談合情報によると、現職市会議員の実名入りの投書だと。その現職の市議の調整で、特定の1社が落札すると。特定の1社についても何々建設という名前が入っておって、それと同時に、落札金額についてもいくらかというもうその数字まで入っていたという情報になってますわね。それで、市は慌てて調査をするためにその日にこの予定していた入札を延期していたということなんですけれども、その結果が合同新聞には載りません。別府では、結果云々という記事にそれぞれ各社が書いてるんですけどもね、よって、この問題で、あなた方に寄せられたその情報、談合情報という内容も明らかにしてほしいし、その調査した結果どうだったのか。結果どうだったのか。入札新たに入札したそうなんですけれども、結果どうみるかということで、この入札の透明性、公平性を明らかにするために市民の前に明らかにしていただきたいと思います。

次が、この談合防止をしていくし、同時に工事費の節約をしていくために、一般競争入札などの導入についてであります。

ご承知のように、全国で相次ぐ官製談合事件が起こりまして、総務省も2月23日に、地方自治体が発注する公共工事の談合防止策を発表しております。それによりますと、まず、一般競争入札をすべての自治体が導入することが一つと、もう一つは、OBや一定の公職にある人などからの口利きを記録する文書の作成、公開などを盛り込んで、そういうその談合防止対策も打ち出しておりますし、それから、その他も打ち出してるんですけども、そういうこの総務省などの談合防止対策の方針を受けて、豊後高田市でもいよいよ新年度からは、この競争入札の導入など入札の改善を図るべきだと思うんです。これまでもこの問題追及してきましたら、助役の答弁では、地場企業育成のために、うちは一般競争入札はやらない、やらないという立場を取ってきたんですけども、もうこの段階ではですね、一般競争入札に踏み切るべきだと思うんですけども、見解を求めます。

次が、臼野地区の畜産公害についてであります。

合併しました旧真玉の臼野の横泊地区の上のほうに畜産団地ができたために、そのプロイラーそれから養豚場ですね、その畜産が原因による汚水ではな

いかということで、地域では、あの川がもう非常に濁ってしまって、悪臭も放つし、生活環境が悪化されて地域住民が非常に困ってるわけですね。今回、資料として協定書を出してもらいましたけども、この協定書を読んでみましたらね、こんなことが長年放置されてることそのものがもう大問題だと思うんですよ。協定書のとおりにやはり地域住民には、一切その公害の迷惑かけるようなことはない、地域の生活環境守りますと。そのために行政としてもあるいは業者にしても責任を取るようになってるんだから、いまだになぜ放置されておるのか。聞くところによりますと、まあ他県から田舎住まいでこちらに住み着いた方のね運動で、随分いま変わりつつありまして、去年の11月には、その汚水を海まで川を流さないで海まで流すというパイプを何百万かかけて敷設したと。現場を見せてもらいましたけど、しかし、敷設したんだけど、実際に浄化槽とつないでないために、全然役をしてないんですよ、あの何ヶ月間も。だから、こんなことをすればするだけね、地域住民からこの行政不信、業者に対する不信が広がるばかりでしょう。この協定書から見たら、やっぱり行政責任も問われる問題ですから、この地域住民に一切迷惑かけないように、この地域の生活環境守るために、市としては今後どうするのかね。早急に対処すべきだと思いますが、見解を求めます。

次が、市長の公用車などの問題についてであります。

2月18日投票の市議会議員選挙で、市長は、公用車を使用して、その日の深夜に、一部の当選した議員宅や事務所を回って当選祝いの挨拶をしておりますが、なぜ特定の議員だけその深夜に公用車を使って当選の挨拶回りをしたのか、なぜ特定の議員にはその深夜に挨拶回りをしなかったのか。その辺、特定の議員、当選者だけということになると、これは公用ではなくて私用だと思うんです。その辺どう考えてるのか、市長の見解を求めます。公用車の深夜の私物化は許されないとしますのでね、市長の見解を求めます。

次は、企業誘致とそれに伴う雇用の実態、正規雇用の促進の問題なんですけれども、で、今回資料を要求しましたら、前回と同じ資料が出されまして、まあ去年の3月現在ですかね、4月現在ですか、まあ地元業者と市外業者で53.何パーセントというの出てますけども、前回の資料と同じなんですけど

もね、私が聞きたいのは、先程も何か追い風というような答弁があったように、次々と企業が進出した、ある企業がまた増設したというんならば、そのことによって、正規雇用、正規社員を雇用したんだというんですが、そのことによって、どれだけの正規雇用が増えたのか、豊後高田市民がどれだけね、働く場所が、正規の職員として雇用できたのか、その辺の説明をしていただきたい。

それから、前回、これは昨年の9月議会なんですけれど、私の質問に対して、市長自身は、正規雇用にするように企業に働きかけるといように答弁をされました。で、9月議会以後市長は、いつ、どことどこの企業に働きかけたのか、その結果、企業の回答はどうであったのか、今日までその成果がみられることになったのかどうか、その辺の説明をしていただきたいと思います。

最後に情報公開の拡充なんですけれども、これはもう度々総務課長に県の情報を伝えまして、県と市は大きな違いですと。なんとか市民がもう誰がみても公開できるものについては、そう事務手続きも簡単に早くね、情報を提供できるようにすべきじゃないかという申し入れをしてきましたけれども、まだ今日現在そうになっていないので、改めてね、県のを調べてみたら、県については、もう誰が見ても、公開が認められる情報については、情報公開条例に基づかなくてもね、もうその請求書そのものが全然別な書類になってますね。それからすでに公開されてる情報についても、すぐ出しなさいと。で、実施機関が直ちに公開できると認められる情報についても、もうすぐに出しなさいとこうなってるんですよ。要綱全部見せてもらいましたけども。よって、高田でも県に準じて、公開できるものは、どんどん公開すると、請求があればですよ、そういうふうに事務改善をして公正、民主的な市政に貢献するあるいは事務の簡素化をやっていただきたいと思うんですけれども、見解を求めます。

以上であります。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、私から公用車使用についてのお答えをいたします。

ちょうど、当日、当選が判明したのが10時半頃だったと思います。それから当選祝いに出かけましたところ、時間が遅くなりまして全部を回れなかったということになった次第でございます。

以上でございます。その他につきましては、担当

課長に答弁させます。

以上です。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。福祉事務所長（大園栄治君） 大石議員の敬老祝い品についてお答えいたします。

先程川原議員にご答弁いたしましたので、重複部分は除きまして答弁を申し上げます。

敬老祝い品問題が2年続けて起きた原因、もしくは平成17年度分祝い品調査内容につきましては、先程答弁したとおりでございます。

次に、市報3月号のお詫びの文書内容の指摘事項についてであります。事件の経過のすべてを網羅できておりませんが、ご理解をいただきたいと思えます。

（ 22番（大石忠昭君） え、何ができてない。）

福祉事務所長（大園栄治君） 次に、特定業者に対する対応の弱さについてでございますが、そういうことは一切ございません。

次に、平成17年度祝い品の対応についてでございますが、現在、顧問弁護士へ調査等委任しておりますので、結果が判明した段階で対応していきたいと考えております。

次に、取り換え通知のハガキにつきましては、先の定例会で議員のご質問に答弁いたしましたように、反省をしているところであります。

次に、88歳の祝い品取り換えについてでございますが、このことにつきましても、先の定例会でご答弁いたしましたように、私が早急に解決すべきと判断をし、配送した祝い品で了承したところでございます。

次に、今回の問題に対する市長の件につきましては、考えておりません。

なお、平成19年度の敬老祝い品につきましては、今回の問題を教訓といたしまして、チェック機能の強化を図り、二度とこのような事件が起きないように対処してまいりたいと考えております。

なお、取り換えのいつまでに取り換えたのかという部分につきましては、11月の15日まででございます。

以上でございます。

22番（大石忠昭君） 議長、議事進行について。

議長（菅 健雄君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） いま私の質問を皆さんお聞きしたと思うんですけれども、それに対して、私は特に、今回は教育委員会ではなくて、市長に答弁

3月13日

を求める質問をしたつもりです。それに対してね、市長の先程の答弁も答弁になっていませんが、敬老祝い品問題についてですね、いまの大園福祉所長の答弁ではね、これ答弁じゃないと思いますよ。よって、ちょっと議長の権限ですね、質問にかみ合った明確な答弁をさせていただきたいと思うんです。もうあまりにもひどすぎますよ。あまりにもひどすぎますよ。いまの川原議員に答弁したとおりというその内容もひどすぎますわね。それ同じ質問してないんですから、質問の趣旨が全然違うんですからね。だからそれは議長の取り計らいをお願いします。あまりですよ、あんまりじゃないですか、そらあ。

議長（菅 健雄君） 建設課長。

22番(大石忠昭君) ちょっと議長なんですか、それ、いいですか、いいですか、議事進行についてね、いいですか、議事進行についてね、あの私は許可をいただいてね、発言したわけでしょう。議事進行というのは、やっぱりその場で片付けなければならぬ緊急的なものなんですよ。だからしてるんですよ。何でも議事進行というわけにいかないんですよ。そうでしょう、議長としては、だから認めたわけでしょう。その私の議事進行の意見に対してね、議長の見解がないままね、あと、その課長に答弁させるで、どんなことですか、そらあ議長、あまりですよ、そらあ。だから議長としての取り計らいを求めているんです。

おかしいじゃねえな。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君に申し上げますけど、2回目の答弁で、そのときにいまの22番議員に対する質問に対する答弁があれば答弁してください。

(22番(大石忠昭君) 2回目の答弁ちゃんなんですか。答弁がいまないじゃないですか、私の質問に答えてないじゃないですか。答えてると思うんですか、議長は、そんな理解ですか。答弁がない。答弁なってないじゃないですか。見解の相違とかいう問題じゃないでしょうか。見解の相違ということじゃない。答弁がないじゃないかということ指摘してるんですよ。)

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長何か答弁があれば、答弁してください。

(22番(大石忠昭君) 市長に答弁させるべきですよ。)

(「議長に従わない」の声あり)

(22番(大石忠昭君) あんまりじゃないです

か。そらあ。)

議長（菅 健雄君） いま、大園栄治君からもうそれ以上の答弁はないということで、そういうふう

に承りました。

(「会議続行」の声あり)

(22番(大石忠昭君) 議長、議事進行について、議事進行についていいですか。)

議長（菅 健雄君） 議事を進めます。

建設課長奥田秀穂君。

建設課長（奥田秀穂君） 大石議員の談合防止対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、談合情報に対する対応についてでございますが、当初2月7日に予定していた入札案件に対し、談合情報が寄せられたため、市として入札を直ちに延期いたしました。

延期決定の翌日、当該案件に関し、指名を行った業者について、1社ごとに談合情報に関しての事実確認聴取を行うとともに、その内容について検討した結果、本案件に関する談合の事実は確認できませんでした。そのため、入札参加業者すべてから、談合等不正行為に対する誓約書及び工事費内訳書の提出を求めた上で、2月14日に入札を実施したところであります。

今回の件を踏まえ、談合情報対応マニュアルを3月1日付で新たに制定をいたしましたところでございます。

次に、一般競争入札制度の導入についてですが、国及び県等の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 農林振興課長北崎順一君。

農林振興課長（北崎順一君） 大石議員の畜産公害対策についてお答えいたします。

旧真玉町では、昭和61年1月9日に国東速見畜産基地建設事業の事業説明を横泊地区住民に行い、畜産基地建設に向け取り組みを進めてきました。その経過の中で、地区より、畜産基地建設反対の陳情が提出され、その後、地区への協力依頼を行い、昭和62年9月24日に地区、農家、行政との間で協定書を締結したところであります。

畜産基地建設事業完了後、これまでの約20年間、幾度となく地区より畜産公害の発生の相談等があり、その都度、地区、農家、行政で対応を行ってきたところであります。

議員ご質問の横泊地区につきましては、昨年より

数度にわたり、地区代表者より毎月1回程度、濁った水が流れるが養豚農家が流しているのではないかと相談がありました。市においても濁水の確認をいたしました。この処理水が流れる谷には、複数の農業施設排水が合流しており、原因がどちらのものであるかということ特定できない状況にあります。また処理水の検査についても、それほど悪い検査結果は出ておりません。

市と養豚農家との間で幾度となく協議を行いました。濁水が養豚場から流れていないことを証明し、原因究明と対策を講ずるため、浄化槽の処理水を川にパイプを設置し、集落外へ直接流すことを市が提案し、養豚農家も多額の費用がかかりますが、問題解決のために同意をいただきました。

現在工事を進めており、最終の工事を業者をお願いしている関係から、工事期間が長くなっていましたが、3月12日、昨日であります。農家より工事が完成した旨の連絡がきております。

本工事の完成により、原因究明と集落内を浄化槽の水が通らないこととなり、問題解決に大きく前進するものと期待をしているところであります。

以上であります。

議長（菅 健雄君） 総務課長 鷺海 豊君。

総務課長（鷺海 豊君） 大石議員の情報公開についてのご質問にお答えいたします。

本市の情報公開制度につきましては、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政の推進に資することを目的といたしまして、情報公開条例等に基づきまして、本市が保有する公文書の公開を行っているところでございます。

情報公開の拡充の問題につきましては、指名結果一覧表や入札結果一覧表など、このようなものにつきましては、それを所管する担当課で公文書の写しの交付等ができるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 商工観光課長 桑原茂彦君。

商工観光課長（桑原茂彦君） 大石議員の企業誘致についてお答えいたします。

誘致企業の雇用実態と正規雇用の促進につきましては、先程の中山田議員のご質問にご答弁申し上げましたように、昨年操業開始をされた企業におかれましては、操業時の社員募集において、正規社員として求人募集を行っていただくなど、市内における多くの雇用創出に貢献いただいているところであり

ます。

今後も大分北部中核工業団地へのさらなる企業誘致に努めるとともに、誘致企業に対しては、市内在住者を正規社員として雇用していただけるようお願いをしていきたいと考えております。

なお、これまで採用されました新たな企業につきましての市内在住者についての把握は、現在いたしておりません。

以上です。

22番（大石忠昭君） 議長ちょっと、議事進行についてね、いいですか、議事進行について。

いま答弁終わったということなんですけれども、他な答弁は一応概ねね、答弁として認めますけれども、1の敬老祝い品についてはね、答弁ができてない部分が8割方ありますのでね、議長の責任で答弁させてください。これで答弁できたなどといったら、市民から議会が笑われることになりますよ。私は具体的な質問をしています。聞き取りの時にはちゃんと意見を述べてますから、この時間かけて意見述べてますからね。あまりにも不誠実でしょう。議長の責任でちゃんと答弁させてください。基本的には、市長に答弁させてもらいたいと思います。

（「議長、議事進行そげ3回も認めるんかい、早よう続けよえ」の声あり）

議長（菅 健雄君） 同じ趣旨の議事進行は、今後慎んでください。答弁があれば、

（22番（大石忠昭君） それで議長自身にね、それで答弁があったというふうにあなたも理解するんですか。あんまりひどいでしょ。いままで私もね、36年間の中でこんな答弁は初めてですよ。こんなんは市民の、私...

ちょっと休憩とってね、時間がありますからね、休憩とってはつきりしてください。これ許せないですよ。）

議長（菅 健雄君） 一応できる範囲の答弁は、

（22番（大石忠昭君） できる範囲じゃない、してないじゃないかいち、答弁が。不充分もない、してないじゃないですか。したと思いますか。議長自身は。）

議長（菅 健雄君） いや、できる範囲の答弁はできてるといふふうに解釈しています。

議事を進めます。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） ちょっと議長いいですか、発言しますけどね、議会運営委員会開いて検討させ

3月13日

てもらえませんか。こんなことでね、こんなことで答弁があったという認める議長を私は許せませんよ。そんなもんじゃないでしょう。これで認められますか、あなた自身。だから議会運営委員会開いてきてください。こんなものが答弁とね。答弁拒否でしょうが。答弁拒否じゃないですか、これは。だから休憩とってしてください。こんなんいままで初めてですよ。36年間こんな議会ないです。こんなことで議長ね、あなたの権限で、次にいきますということ、いけますか。時間がまだ1時45分ですから、休憩とって対応してください。あんまりですよ、そらあ。副議長もおりますから、ちょっと協議してください。これで答弁、副議長も認めますか。公明党本部でそれ認めますか、そんなものが。ごたるが、本当。

(「大石さん、私語は慎みないちゃ、わしが慎みよんに」の声あり)

22番(大石忠昭君) それは絶対通らないです。そんなことで。それ議長通らないですよ。それは通らないです。こんな議会ないですよ。これで答弁があったちゅうことになりますか。冗談じゃないよ。

(「議長、議事進行いいですか」の声あり)

議長(菅 健雄君) 12番、鴛海政幸君。

12番(鴛海政幸君) この件については、いま私もまあここでずっと聞いておるわけなんです、大石議員の12月議会から、この問題に対していろいろ注意あるいはまた苦言等対応してきて、また3月議会にこの問題を出したわけなんです、私はまあこのいまの大石議員の意見、それから担当課長の説明においては、適切な判断をとっておると、いわゆる大変な間違いを生じたということで、担当課長を始め各職員は、全力投球でこの問題に対応し、業者に対する対応、それからまた、一般敬老会に対する理解があるところのいわゆる対応してきて、非常に一般市民の敬老会の方たちも理解を、そん、わしの言うとき、議長聞きなさいよ、あんた。説明するとき話をするもんじゃない。

それで、対応してきておるわけなんで、先程も申しましたように、顧問弁護士に対する対応と、こういうふうなことで、非常に法治国家であるがゆえに、そういう対応してきて、市当局も担当所長についても、全力でもってその償い、行動、行為をしてきたとこういうことでございますので、ここら辺でひとつ終結をして、そして先程申しましたように、顧問弁護士の判断の如何によっては、再度また協議をす

る可能性があるのではなからうかと、こういうふうに思いますので、ひとつ議長よろしくお願いいいたします。

議長(菅 健雄君) 議事を進めます。

大石議員に申し上げます。

一度答弁があったと議長が認めましたので、議事進行を進めます。

再質疑があれば、

22番(大石忠昭君) はい、あります。

議長(菅 健雄君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 議会運営委員長も土谷議員がなったんですけれども、何にももの言えないね、前の議会運営委員長いろいろ言っておりましたけれども、もう黙認をしておりますが、

(「私語を慎みない」の声あり)

○22番(大石忠昭君) 私語ではありません。よってですね、まあ議会は議長の裁量で進めますのでね、それで再質疑をしたいと思っております。

で、再質疑については、明確に答弁させてもらいたいと思うんです。それはいいですかね、はい。

1回目の私は質疑については、もう答弁拒否というふうにな、受け取っておりますので、再質疑ですから、市長に答弁を求めたいと思うんです。

で、今日の議会でも16番の議員に対してね、もうほんの一言の質疑に対して市長があれだけ16分か7分やりましたね。ね、あれなんか本当市長の答弁が漫画ですよ。はい。答弁ちゅうのは、質問に答えるべきでしょう。質問以外のことであれだけ長く答弁をしたわけですよ。私は市長に質問を再度今度再質問でしますからね、川原議員にあれだけのことを答えるんならば、私の質問にもちゃんとね、答えてください。いいですか。

まず、敬老会の祝い品についてのね、その市長としての反省点を聞いているんですよ。これを、いいですか、川原議員の答弁のとおりでありますというように2項目で答弁されたわけですね。議長それ答弁というんでしょう。川原議員の質問をした内容は、平成17年度分、私が12月議会で指摘をして調査をするということになった、その調査結果はどうであったのか、今後の善後策についてどうですかというね、17年度分について質問したんですよ。そうでしょう。私は17年度分は、別な項でやっとなるわけです。ここで言ってるのはね、2年連続してこういうことが起こった。それは、もう悪徳業者であるということは、それはわかりきったことなんですよ

ね。いまの時点では、そのことを問題に、そのことじゃない、私が聞いているのは、市としての責任をどう感じてるんですかと。今後活かすべき問題はなんですかと。

ただ敬老会、敬老、あなた方は、今後の敬老会の時に、お祝いの手紙書いて云々とかいって、そんなこと言ってるんじゃないんですよ。市全体にこのことをどう活かすかということ私聞いてるんです。理解できますかね。全然違うでしょう。川原議員の質問と違うでしょう。そのことを市長答えてください。市全体に活かさなくてはならない問題なんです。これは、

それから二つ目の問題で、市報の詫び状が、これは結果としては、私は詫び状を要求した狙いは、やはり市民の行政不信を払拭するためだったんですよ。逆にこれがさらに誤解、行政不信を招くことになったのでね、問題点を4つ指摘してるんですよ。これは聞き取りの時にちゃんと述べてますね。それで、答弁ないじゃないですか、それが。ちゃんとそれは4点述べていますので、4点とも答弁させてください。これ大事な問題なんです。もうこの今度の不正事件をどうみるかという大事な問題4点指摘してるんですから、そのことについて、ちゃんと答えさせてください。

それから、まあ業者のそれぐらいにしときましようかね。

それで、それから17年度の77歳の調査結果についてもね、私が指摘、私のは具体的に質問してるんですよ。ね。それと、77歳の前回のものについてどうするか指摘してるんですよ。全然答弁がないでしょう。それでもあったというんですか。皆さん。ね。18年度分は交換させたんですよ。17年度分はどうするんですかちゅうことを聞いているわけよ。ないでしょう。いつまでにどうするんですか。

それから17年分の不正というのは、全品物が不正というふうに確認できるのかどうかという認識論を聞いてるんですよ。そんなことが前の16番議員の質問があったですか、答弁があったですか、そのことについて、ないじゃないですか。なぜそれを答えさせないんですか。

それから、不祥事に対する厳正、市長などの処分について、大園福祉所長が述べるんじゃない、市長自身が自分を律するような考えがないのかどうかを聞いてるんですよ。市長自身がどうするかということ述べてください。

それから、次は、談合問題についてね、私が聞いたのは、談合情報では、取り仕切った現職の議員の実名入りと、それから業者についても、金額についても明らかね、提示されたんじゃないですか。そのことがここで明らかにすることできないのか。入札の延期をして再度入札させたんだけど、その結果がどうなったかということも市民の前に明らかにできないんですか。

それから、一般競争入札について検討するということが、来年度からやるというふうにしてもらいたいと思うが、これも市長の権限ですよ。市長、来年度から、いままでは助役が答弁をして、やらないうちきたんですよ。市長として、それはやるということでもいいですか。はっきりさせてください。市民の前に。

それから、企業誘致についての私は具体的に市長に質問したのは、市長自身が働きかけるといったので、いつ働きかけをした、ね、その結果、具体的に聞いてるんですよ。その先程私の質問したとおりに市長答えてください。成果がどう、なかったらなかったでも、あったならあったでも、ちゃんと私が質問したとおりのことを答えてくださいよ。ちゃんと聞き取りの時も言ってますよ、そんとおりのことを。はい。

それから、情報公開については、総務課長がいま準備をしてるということね、総務課長も永年市の職員としてね、市民のために貢献しましたのでね、今度勇退されるそうでね、感謝を申し上げたいと思います。

よって、もうあなたのおる間に片付けてもらいたい。これはね、これいいことじゃということでしたので、来年4月からはそれができるようにね、県に準じてやれるようにしてもらいたいと思います。もう1回答弁をお願いします。

以上です。

ちょっと議長続きで、続き。いまその77歳のもの、もう同じ意味なんですけど、77歳については、17年度ね、88歳のものについて、大園所長の自分の権限でやったちゅうこと、それが間違いやということやってるわけよ、私がね。そのことをまたやったんだと言よるでしょ。やっただけのこと言ってるんじゃない。間違いなんだから、それやったらね、入札に辞退した業者に対して申し訳がつかんでしょう。1,400円で納入できたものが1,723円になってね、それよりも品物が悪いものを

3月13日

今度入ってね、こんなことで許されますか。市報には、間違いを質すためにね、間違いを認めたので、直ちに交換したというけど、交換した品物が違うんだから、ね、そのことについて、市長もそれは問題だというふうに問題認識ないんですか。市民に詫びるぐらいならここではっきりさせてください。それは。

市長が答弁、議長、市長に答弁させてくださいよ。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、私のほうから一般競争入札についてお答えをいたしたいと思います。

この一般競争入札というのは、いま現在一つの流れだと思っております。まあこの流れを、ただ、地場産業育成というものをどうセットするかということになってくるだろうと、そういう面の中で、県内まあ各市、それからまたいろんなものとも、を見ながら、そしてこれからそういう流れの中でやっていくということになると、そういうふうに考えております。

それから、誘致企業に対するものにつきましては、その都度、今回採用がずっとさしていただいておりますけれども、その都度正規職員、それと同時に、課長が言いましたように、できるなら高田の職員、高田の人間をとということの中で、インターネットその他にも、帰ってきて就職してくれというそういうことで皆さん方にもお願いをして、逆にお願いをして、雇用をする人たちを探してる状況でございます。

そういう面では、私はいま立地してるところは、ほとんどが正規職員を雇っていただいていると、そういうふうに認識しているところでございます。

その他につきましては、所長に答弁させます。

以上です。

もう一つ、処分の話になりましたけれども、それは私のほうから申し上げますと、このそのものとしては、非常に申し訳ないことをしたと思っております。しかしながら、職員はそれぞれに頑張った結果であり、そしてまた、これからの対応につきましても、やはり弁護士さんともよく話しをしながら、どういう対処していくかということでもあります。普通の状態であれば弁護士さんと相談することもございませんけれども、ただ、一つの問題としては、市内業者であったという、我々も市内業者がここまでやるなんて夢にも思ってませんでしたから、それが一つの、私どもの職員も私もそういう間違いをしたと。それは非常に申し訳ないというふうには

思っておりますけれども、そこ辺のものの中で、厳正なる対応をしていきたいと、それは常々申し上げてるとおりでございます。

以上でございます。その他については所長に答弁させます。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 敬老祝い品について再質問にお答えいたします。

川原議員にも、ときにも答弁いたしましたけれども、17年度分の調査につきましては、34名の方が祝い品をそのまま保存されていて、契約をした品物とは違うという品物が確認ができましたので、すべて17年度分については間違いというふうに認識をいたしております。

それから、原因等につきましても、市内業者であり信用していたこと、それから点検チェックが甘かったことということが挙げられると思います。

さらに、17年度の祝い品の対応についてでございますが、先程も答弁いたしました、現在顧問弁護士へ調査等委任しておりますので、その結果が判明した段階で対応していきたいというふうに考えております。

それから、市報のお詫びの点につきまして、議員から指摘をいただきましたけれども、本案件につきましても、弁護士に依頼して調査中でございます。すべての内容が報告できておりませんが、ご理解をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

建設課長（奥田秀穂君） 談合情報の内容の明示に関するご質問、再質問にお答えいたします。

この件に関しては、先程議員がお話しされたとおりでございます、特に私どものほう、この件については申すことはございません。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 総務課長鷺海 豊君。

総務課長（鷺海 豊君） 情報公開についての再質問にお答えいたします。

現在準備をしている状況についてでございますけれども、県の情報公開事務の手引きなどを参考といたしまして、県に準じた形で規則の改正を4月1日から実施、施行するように準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 議長にちょっとね、もう1回お願いしたいんですけど、いまの答弁もですね、市報の件があるでしょう。非常に大事なんです。市報についての件でね、皆さんに全部報告されてるわけですよ。これが問題だという指摘に対してね、弁護士云々ということじゃないでしょう。私が言うてる弁護士のところは、そこは全然指摘してないんですよ。その他のところ答弁させてください。全然答弁がないですよ。4点にわたって答弁させてください。何が弁護士に関係あることですか、私がいま指摘してることは、

冗談じゃないよ。全部やっちゃん、私全部いっこんいっこんやっちゃんですよ、いまんとおりに、全部やってますよ、あんまりじゃないですか、もう。

あんまりですよ、そら、こんな議会初めてですよ。

（「前代未聞かい」の声あり）

（22番（大石忠昭君） それはもうそれで、これで...）

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 市報3月号の件でございますけども、お詫びの文書内容についての指摘事項につきましては、先程答弁しましたけども、事件の経過をすべて網羅できておりませんからご理解いただきたいと。特に私はこのお詫びの部分で問題とは思っておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

（22番（大石忠昭君） それは答弁じゃないですよ、私は具体的にいまちゃんと述べてるんですよ。答弁なってないですよ。）

（「そらあ、大石さんあんたがそげえ思うだけ」の声あり）

議長（菅 健雄君） 市報についても適当という答弁がありましたので、質疑を続けます。

再々質疑があれば、続けてください。

（22番（大石忠昭君） そんなんじゃない、テープを起こしてきてください。具体的質問に対して答えてないじゃないですか。適当かどうかじゃないんですよ。ここに書かれてることで疑問があるから、市民は、私は疑問があるから疑問点を質してるわけでしょう。それで議長、答えさせないんですか。こんな議会ありますか。ちょっと休憩とって...）

議長（菅 健雄君） これ以上答弁の意思がないようですので。

（22番（大石忠昭君） 意思があるかないか、そんなもんじゃない。私市長に求めてます。市長に意思を質してないじゃないですか。そんなもんじゃないですよ。そらあ。議長、議員の側に立たないんですか。）

議長（菅 健雄君） 議事を進めます。

大石議員に申し上げます。再々質疑があれば続けてください。

（22番（大石忠昭君） 答弁がないから答弁を待って再々質疑をします。大石は答弁を受けて再々質疑をいたします。答弁をさせてください。そんなことじゃ市民は許しません。）

（「議長もう3回ほど注意して、言うこと聞かな、もう退場してもらいな」と呼ぶ者あり）

（22番（大石忠昭君） 休憩とってください。議長。）

議長（菅 健雄君） 大石議員に申し上げます。

（22番（大石忠昭君） 休憩を要求します。）

議長（菅 健雄君） 再々質疑がなければ議事を進めます。

（22番（大石忠昭君） あります。答弁を聞いてしますから、答弁がないんですから。答弁漏れを答弁させてください。議長の責任です、それは。）

議長（菅 健雄君） 議事を進めます。

（22番（大石忠昭君） 答弁をさせてください。答弁を受けて再々質疑をします。）

議長（菅 健雄君） 再々質疑がなければ。

（22番（大石忠昭君） いや、ありますちゃ、あるけど、まだ答弁を受けてから、答弁ができなければ休憩とってください。）

議長（菅 健雄君） いや、できる範囲の答弁はしたと解釈しております。

（22番（大石忠昭君） 市長に求めてます。市長に求めてるんですから。市長が答弁できないはずはないです。打ち切りないなんか、どの議員が言うてるんか、よくも言えるな。）

（「ここじゃ、わしじゃ、よう見えんかい」の声あり）

（22番（大石忠昭君） 前向いて言いよるから。）

（「議長の指示に従わんでどげえすんのかい」の声あり）

（22番（大石忠昭君） いや、私はちゃんと言ってますよ。答弁をね、議員は質問する権利があります。執行部は答弁する義務があります。答弁をさせないちゅうのはね、してないちゅうことについては、

3月13日

議長が注意する権利があるんじゃないんですか。議会運営開いてははっきりさせてください。こんなことは、豊後高田市議会始まって以来のことです。）

議長（菅 健雄君） 答弁はできる限りの答弁はしてると理解してますんで、議事を進めます。

（ 22番（大石忠昭君） そうじゃないでしょう。そんなのが普通、市民がそんなこと判断しますか。市長判断しますか、それなら市長。そうじゃないでしょう。）

（「議長、もう1回議事進行」の声あり）

議長（菅 健雄君） 12番 鷺海政幸君。

12番（鷺海政幸君） 今日の大石議員の質問、質問それから答弁についてはですね、私は充分であるところいうふうに理解をしております。この件については、先程も申しましたように、市民の一般の方は、その当時はとやかくいろいろ苦言あるいはまた問題点があったかもしれませんが、その処置方法に対して、市長それから福祉事務所長の行為そのものについては、万全を期したところいうふうに思っております。

ただ、この差額の分について、公金を流用したとか、あるいは飲食代に使用したとか、こういうふうなことならば、大石議員の言うように深く鋭く追及してもいいと思うんですが、私はまああのう一般住民の方も、今度の対応については最終的には理解をしておるところいうふうに思っておりますので、議長そういうことで協力をしていただくように、22番議員ですか、そういうふうな方法をして議事を進行していただきたい。

22番（大石忠昭君） 議長いいですか。議長、私も議事進行で発言させてください。いまありましたからね、いいですね。えーと、いいですか。

議長（菅 健雄君） もう同じ内容の議事進行は認めません。

22番（大石忠昭君） 同じじゃないです。同じじゃないですから。議事進行についてお願いします。

いまね、鷺海議員から指摘された問題でね、私の意見なんです。で、もうこれでいいじゃないかというように本人は言うわけやね。答弁もできてないかと。で、それはね、答弁というのは、市民に向かったの答弁なんです。いまの答弁、私の質問と、いまのね、市長が答弁しなくて、市長に代わって大園所長が答弁した内容で市民は納得しませんよね。で、よってね、私は市民が一番疑問に思ってる問題を質問してるんですよ。それで議長自身もそれ

で答弁があったというように認められるんですか。もうそれ私は合点がいきません。そのそういう理解というのがね。私の質問が悪いんでしょうか、それとも。悪かったらね悪い、私の質問のどこが悪いと指摘してください。私は市民のね、一番疑問点、多くの、今度の選挙でもね、トップ当選をしました。はい。このこともね、やっぱりこのことをね、疑問を解いてもらいたいということなんです。その現れなんです、悪いけど。だからね、私はね、市民の代表の一人としてこれを解明する責任があるんです。私は質問には問題なかったと思うんです。質問に市長が答弁しない市長のほうが問題と思うんですが、市長そう思いませんか。

だから鷺海議員がもういいんや、もういいんやちゅうけど、質問者に権利がある、私もあと10分あるはずじゃ。あるんですよ。権利があるんです、私は。だから、再質疑も時間の限りしたいと思います。よって、答弁をさせてください。答弁がない部分があるでしょう。ない部分が気がつかないですか、市長、ええ、問題があるか、ないかちゅうの、私が疑問に思ってることについて、疑問をね、質問してるんですよ。それに対して答えられないんですか。答弁があったんですか、ないでしょう。はっきりさせてください。そんな、そんなこんな議会ないですよ。だから答弁させてください。議長お願いします。

答弁、ちょっとほんならまだ続けてね、答弁がわからないんなら言いますよ。いいですか。もう細かい問題言いますよ、議事進行の中でね。

定価という認識はどうですかちゅう質問してるわけやね。

（「議事進行で質問していいのか」の声あり）

22番（大石忠昭君） だから、わからないからですよ。答弁がわからんちゅうから、答弁がないものを指摘してるんですよ。

（「なんかいい、もうこら議会じゃねえで、大会をしようで」の声あり）

22番（大石忠昭君） だから答弁をさせてください、させてください。まだいくつもあるわけやから。答弁ができてないところをさせてください。

（「議会やから議長に言やいいんじゃ、直接執行部に言うこといるか」の声あり）

22番（大石忠昭君） だから議長に言ってるんですよ。私は。

（「ほんなら議長に従いない」の声あり）

議長（菅 健雄君） 答弁できる範囲のことは、

答弁してると思うんで、そういうふうには私は解釈しませんんで、議事を進めます。

再々質疑があれば2番議員してください。

2番(大石忠昭君) はい、再々質疑をさせていただきます。しますけどね、答弁もう1回市長にしてください。あなたは市長に一度もまだ質してません。市長に答弁をこれでもうないんかち、やってください。そうでしょう。それはそれぐらいの権限は、市長にあるでしょうが、議長に。

議長(菅 健雄君) 永松市長、答弁があればある、なければないで。

答弁がないとのことです。

2番(大石忠昭君) 市長もないんですか。

議長(菅 健雄君) はい、ないとのことですから、再々質疑をしてください。

2番大石忠昭君。

2番(大石忠昭君) 議長、事務局に記録させてですね、そのそれぞれのところについて答弁させていただきますね。議長の裁量が問われますからね。時間いっぱいやりますから。

えとですね、敬老祝い品についての、最初のところの、業者が悪かったということは、これはこれでわかるんやね。市が悪かったという点はないんですかちゅうことを聞いてるんですよ。ね。市のチェック機能のまずさについて、どういう反省してるんですか。もう一度具体的なものがほしいんですよ。ね。検査はまともにしたんですか。ほんならね、88歳の、具体的にいうと、88歳の150×200という商品をあなた方は確認できたんですか。そういう検査をしてるんですか。それでもう2×5=10でしょう。検査をまともにしたかどうかちゅうことなんです。ね、ただ信用しただけじゃないでしょう。すべき検査をしてないんじゃないんですか。が1つね。

それから、直ちに品物を換えたという、直ちというのは、何日間のことをいうんかと。答弁がないでしょう。いまは11月15日までと言ったけど、私の調査では、もっと遅くまでありますわね。はい。直ちじゃないでしょうかと。いつから変わったんですか。実際に概ね取り換えたというのはいつのことですか、直ちということ、直ちにやってないでしょうかと。その辺の反省はないのかと言ってるんですよ。市長、反省ないんですか、それが。いいですか。

それから定価の問題なんですよ。ね。18年のことについて言うならば、18年の定価がね、あの前

回1,400円で買ったものが、4,000円が定価なんですかちゅうことを言ってるわけですよ。ね、そうじゃないでしょう。去年1,400円で買った、1,400円ぐらいが定価でしょうが、普通常識で考えられるのは、ね。だからいま配ったものが、1,400円で買ったものが4,000円という定価なんですかちゅうことを言ってるわけ。定価と定価といってるからね、定価とはなんですかということ聞いてるんですよ。で、ないと平成19年度も同じ失敗しますでしょう。合併協議会で満場一致で決めたのは、88歳に対しては4,000円相当の品なんですよ。ね。あれが4,000円相当の品ですか。見積りとってみたら1,400円であったんですよ。そこをはっきりさせてください。

それからあの、88歳取り換えたというけど、取り換えた品物が市の契約した品物と違うじゃないかと。これをね、所長の責任でそれで認めたんじゃと、そんなことが許されるんかということ市長に聞いてるんですよ。こんなものが、所長の答弁で許されますか。市長自身が答弁すべき問題でしょう。ね、間違った品物また届けて、市報には取り換えましたと言ってるんですよ。しかし間違った品物しか届いてないじゃないですか。そのことは所長の判断でとしたと、そんなことが認められかちゅうことを市長に聞いてるんですよ。ね。それ所長が一生懸命やってるちゅうことなるんですか、そんなことで。

それから、平成17年度分についてどうするかちゅう問題は、現物を換えるのか追加のものをあげるのかというようなことも、弁護士の判断を仰がなければできないんですか。平成18年度は、即、即あなた方は取り換えやったわけよね。17年度分については、まだしばらく換えないちゅうことなるんですかちゅうことを聞いてるわけですよ。いつまでにどうするんですか、それは、ほんなら。弁護士の指示でそんなことすることなんですか、そのことは、違うでしょう。18年度にやったのに、17年度は弁護士と相談ないとやれないちゅうのはおかしいでしょう。市民から見たら、それどうということなんですか。それどうする、取り換えをするのか、追加の品物をあげるのか。そういうのは弁護士の判断じゃないでしょうが。市長の判断でしょうが。それどうするんですか。ね。

それからね、もっとあなた方がそうするためにはね、元々その商品を決めたときに、ね、何を根拠で決めたかが一番問われるんですよ。どこのカタログ

3月13日

を取って決めたんですか。その商品を決めたのは、もうその時点から特定の業者と癒着があったんじゃないかちゅうのが、市民の関心事なんですよ。ね。それ、癒着ちゅうこと前のほうでも言ってますけど、癒着があってるんじゃないかという声なんですよ。はい。

それから1,400円で買った88歳の品物が、これはある、この中におる方のところですよ、ね、1,400円で買ってるんです。私の調査では、見積りで買えておるんですよ、随契で。ね、それが何で1,400円で買えるものを、またまた10センチ違うものに換えたという、その10センチに換えた根拠がね、わからないんです。それを市民の前に明らかにしてください。そこも業者の癒着ではないかと。だからある1,400円の業者は全部辞退したんですよ。辞退させた責任ちゅうのは、市長感じませんか。あなたは9社に指名したというけれども、入札参加したのは3社なんです。商品が、品物がないちゅうことでやってるわけでしょう。だから検査の時点ではあったんですかということを知っているんですよ。

ね、これが大園所長が言ってるのは、弁護士に依頼しよるから、弁護士の云々の問題じゃないでしょう。あなた方の調査でどうだったんかと。行政マンとして許されることなんですかちゅうこと言ってるんですよ。市長どうなんですか。市長として答えてください。そうじゃないと、もうあなた、いくらもう議会で3回陳謝をしたんだけどね、何回陳謝しても同じですよ、根本問題を明らかにしないと。ね。業者が悪徳業者ちゅうのはわかってる。それに対して全然対応しきれなかった市長の責任がもっと大きいでしょうが。そこをしてください。

次がね、市長車の問題で、市長は、夜中に回ったから行けるとこ回ったというんですが、何時から、10時半から回ったそうなんですが、何時から何時までで、18日の日には、何軒回ったのか。あなたの代わりに助役も回らせたそうなんですが、助役の公用車は誰が運転して、超勤手当なんか出してるのか、市長の運転手も超勤手当なんか出してるんか、ね。そして特定のとこだけ行ったのは、私用じゃないんですか、それは、公用なんですか。私んとこなんか来てもらいたくもないけれどもね、はい。前は見えて今回は見えないとかね、もう話題になってるんですよ、そんなね、そんな横着な態度でいいんかと。公用というんならね、やっぱり市長は公平でないとい

かんですよ。私なんか来てくれと催促しとるわけじゃないですよ、誤解しないでくださいよ。いまから来てくれということ言ってるんじゃないですよ。公用車を使った以上ね、そういう特定の議員だけね、回ってるんですよ。それは公用ですか。市長その辺をはっきりしてください。どれだけの距離を走って、距離は全部調べてますけんね、助役は誰の車で、公用車使ってどれくらい油賃を使って、超勤手当なんぼ出したのか明らかにしてください。夜回ったのと、昼回ったのも明らかにしてください。全部。

以上。

議長(菅 健雄君) 大石議員、大石議員に申し上げます。

公用車の問題については再質疑がないので。

22番(大石忠昭君) なかったら、再々質疑で取り上げられないんですか。そら議長の裁量でそんなこともできないんですか、宇佐でも別府でも傍聴しましたけど、そんなこと全然問題ないですよ。そんなことが問題ですか。

議長(菅 健雄君) 一応私はそういうふうに解釈します。

22番(大石忠昭君) もうそんな、どちら側に立つんですかちゅうことを聞いている。議長、議員の側に立たんとおかしいんじゃないですか、あなたは。

議長(菅 健雄君) ルールに従って再質疑をして、再々質疑にあげていただければ解決することです。

22番(大石忠昭君) いや、それはわかりますけどね、それはわかります。そういうことだってあるでしょうが、議会活動ちゅうのは、あるんじゃないんですか。前回の時に質問しないけん、答弁があったこともあったしね、そういうこともあるでしょうが、今日もあったんじゃないんですか。今日も質問してないこと答弁しておりましたけど、ね。

笑い事じゃないよ、市長。そんなこと市民が許すと思うか。

(「大園君あなた、けしろっとしちよるけど、あなたのことじゃから早よう言いなさい、なんしよんの」の声あり)

議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは私のほうから、これにつきましては、本件につきましては、市のチェックが甘かったということは、そういうことの中でお詫びを何遍も申し上げたとおりであります。

そういうことについて、これからどういうふう

チェックをしていくかということであります。それも検討をいまして、そういうご回答もしたわけであります。

それから18年度と17年度の違いというものは、18年度は、12月議会でもお話ししましたように、市内業者がそんなことしてるはずがないという前提ですから、間違ってたってすぐ取り換えるという、ほなら直ちに取り換えてくださいということで、それで取り換えていただいたと。だからそのときには、その犯罪ともなにも思いませんし、その非常に取り換えてくれるということは、よく、ああ、取り換えてくれるということだという、そういうような善意と思ってました。で、それからの話の中で、大石議員から17年度という話が出て、それから調査した結果、これは犯罪にも係ると。そういうことの中では、慎重に行わなきゃならんということで、弁護士さんにもお願いし、そして、また私どもちゃんと証拠を揃えなければならんということの中でいまやってるわけであります。だから、17年度と18年度の違いというのは、そういうことで、これからについては、ちゃんと弁護士さんの指示を得ながらどういうふうに行っていくかということ、それをするということで、私は18年度と17年度でちゃんとした我々については、その理屈はあるとそう思ってます。

以上です。

あとは所長に答弁させます。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 18年度の祝い品の選定についてでございますが、私どもが商品の部分につきましては、トキハで商品調査をし、商品選定をいたしましたわけございまして、定価につきましては、88歳6,800円、77歳4,800円、70歳の分が3,000円ということでありましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日から3月22日まで休会し、各委員会において、付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、3月23日、午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、3月20日予算審査特別委

員会終了後直ちに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 安 達 隆

” 尾 上 真 一